

第2期

すまいる子ども・ 若者プラン

三条市 子ども・子育て支援事業計画
令和2年度～令和6年度

第2期 すまいる子ども・若者プラン

[三条市 子ども・子育て支援事業計画]
令和2年度～令和6年度

令和2年3月

発行／三条市教育委員会

〒959-1192 新潟県三条市新堀 1311

TEL (0256)45-1113 FAX (0256)45-1130

ホームページ (URL) <https://www.city.sanjo.niigata.jp/>

E-mail: kosodate@city.sanjo.niigata.jp

編集／三条市教育委員会 子育て支援課

三条市

はじめに



三条市では、平成27年度から5年間にわたり、子ども・若者・子育て支援に関する総合的な計画である「すまいる子ども・若者プラン」により、子ども・若者の育成支援や子育て支援を推進し、保育所整備等による3歳未満児の保育の拡充や新たな子育て拠点施設の開設、子ども・若者総合サポートシステムによるきめ細かな相談支援の推進など、ハード・ソフトの両面における子育てしやすい環境の整備に努めてまいりました。

しかしながら、全国的に少子化や人口減少の問題が深刻化している中で、今後も三条市が持続可能なまちとなるためには、次代を担う子どもとその保護者を取り巻く環境が多様化している現状を捉えながら、子育て家庭への支援を更に強化し、子ども・保護者が抱える不安や悩みを解消するための様々な施策を進めていく必要があります。

そこで、「すまいる子ども・若者プラン」の評価を踏まえた上で、安心して子育てできる三条市を形成するため、新たに令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第2期すまいる子ども・若者プラン」を策定しました。

この計画では、引き続き「ライフステージに応じた総合的で一貫した子育て支援」を基本理念として、「安心して子育てを楽しむことができ、子ども・若者の笑顔があふれるまち」の実現に向け、重点取組に位置付けた施策を中心に、様々な子育て支援施策を推進してまいります。

また、国、県を始め、市民、地域、企業、関係機関・団体、行政が様々な形で連携・協力し、この計画の着実な推進を図ってまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重な御意見や御提案をいただきました市民の皆様や、熱心に御審議をいただきました三条市子ども未来委員会委員の皆様には厚く御礼を申し上げます。

令和2年3月

三条市長 國定 勇人

目次

第1章 計画の概要	1	第6章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の展開	43
1 計画の背景と目的	2	1 子ども・子育て支援新制度の概要	44
2 計画の位置づけ	2	2 三条市こども未来委員会の設置	44
3 計画の期間	2	3 事業体系	45
4 計画の対象	2	4 子ども・子育て支援法の給付と子どもの認定区分	46
第2章 第1期計画の総括	3	5 教育・保育の提供区域の設定	47
1 第1期計画の実施状況	4	6 教育・保育の量の見込みと確保方策	48
2 第1期計画の目標達成状況	6	7 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	54
第3章 三条市の現状と課題	7	第7章 計画の推進	65
1 人口等の推移	8	1 計画の推進体制	66
2 少子化の状況	10	2 成果指標	67
3 家族や労働環境の状況	11	資料	69
4 保育所（園）・幼稚園等の状況	14	1 関係法令	70
5 子ども・若者の状況	18	2 第2期すまいる子ども・若者プラン策定の経過	73
6 子育て家庭の状況	22	3 三条市こども未来委員会委員名簿	74
7 現状分析のまとめと課題	27		
第4章 計画の基本的な考え方	29		
1 目 標	30		
2 基本理念	30		
3 5つのプロジェクト	30		
4 計画の体系	31		
第5章 計画の内容	33		
I 子育てと仕事の両立プロジェクト	34		
II ハッピー子育てプロジェクト	37		
III 子ども・若者の健やかな成長プロジェクト	39		
IV 子ども・若者支援プロジェクト	41		
V 子ども・子育て応援社会プロジェクト	42		

第1章

計画の概要

1 計画の背景と目的

少子化に歯止めをかけ、子ども・若者を取り巻く様々な課題を解決するため、国における法整備として、平成17年4月に「次世代育成支援対策推進法」が施行され、平成22年4月の「子ども・若者育成支援推進法」の施行に加え、平成24年8月には、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくことを目的とした子ども・子育て関連3法*が成立するとともに、平成26年4月には、「次世代育成支援対策推進法」の有効期限が令和6年度（当時は平成36年度）まで延長されました。このうち、「子ども・子育て支援法」で義務付けられている「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定に関し、三条市では平成27年3月に子ども・若者・子育て支援に関する総合的な計画として「すまいる子ども・若者プラン」（平成27年度～令和元年度）を策定し、保育所の整備や子ども・若者総合サポートシステムの充実など、ハード・ソフト両面にわたる子育て支援の向上に取り組んできました。

国においても、子育て世代の負担軽減のために、子育てのための施設等利用給付が創設され、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されました。

このような子育て支援制度の様々な充実の一方、核家族化の進行や地域社会の結びつきの希薄化による子育ての孤立化、子育てと仕事の両立が求められる状況などから、ますます多様化する子育て家庭のニーズに対してよりきめ細かな支援が必要となっています。

そこで、「すまいる子ども・若者プラン」の総括を踏まえ、平成31年1月に実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の結果等に基づき、子ども・若者・子育て支援を取り巻く様々な課題を解決するため「第2期すまいる子ども・若者プラン」を策定しました。

*子ども・子育て関連3法…①子ども・子育て支援法、②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

2 計画の位置づけ

本計画は、「三条市総合計画」や三条市の他の個別計画との整合性を図りながら、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定したものであるとともに、次世代育成支援対策推進法、子ども・若者育成支援推進法において策定が任意・努力義務となっている「市町村次世代育成支援行動計画」「市町村子ども・若者計画」及び「健やか親子21」の趣旨を踏まえた「母子保健計画」も包含するものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。

なお、計画期間中においても、社会情勢の変化や子育て家庭のニーズに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の対象

本計画は、全ての子ども（高校生まで）、若者（おおむね35歳まで）とその家庭、地域、企業、行政等の全ての個人及び団体を対象とします。



第1期計画の総括

1 第1期計画の実施状況

第1期すまいる子ども・若者プランでは、「安心して子育てを楽しむことができ、子ども・若者の笑顔があふれるまち」を目標に掲げ、この目標実現のために「ライフステージに応じた総合的で一貫した子育て支援」を基本理念に、5つのプロジェクトを設定し総合的に様々な施策を展開してきました。

各プロジェクトの取組の実施に当たっては、毎年度三条市こども未来委員会で意見を聴きながら取組内容の見直しを行い、進めてきました。その結果、計画の新規・拡充の取組については、33の取組のうち29の取組を実施、残り4つの取組については、計画の趣旨を踏まえ検討してきた結果、第1期計画期間においては未実施としたものです。

各プロジェクトの取組の実施状況は、次のとおりです。

5つのプロジェクト	施策	新規・拡充の取組	実施状況		
			実施	未実施	
I 子育てと仕事の両立プロジェクト	1 多様なニーズに対応した保育環境等の充実	1 3歳未満児の保育の拡充	○		
		2 病児・病後児保育の実施	○		
		3 一時預かりの拡充		●	
		4 休日一時保育の拡充	○		
		5 ファミリー・サポート・センター事業の実施		●	
	2 子どもの放課後等の居場所の確保	1 児童クラブの充実	○		
		2 (仮称) 新放課後子どもプランの策定	○		
		3 地域における子どもの居場所の創出	○		
	3 男性の家事、子育て参加の促進	1 男性向け実践プログラムの実施	○		
		2 対象を絞った効果的かつ効率的な広報活動	○		
	4 出産のために退職した女性等の再就職支援	1 ハローワークと連携した就職先の紹介	○		
		2 再就職に向けた就労相談会等の実施	○		
		3 再就職のためのセミナー等の実施	○		
		4 事業所における子育てと仕事の両立に向けた取組への支援	○		
	II ハッピー子育てプロジェクト	1 親子が集える場づくり	1 子育て拠点施設等の拡充	○	
			2 公共施設跡地を活用した公園の整備	○	
2 親子で楽しめる公園の整備		2 既存公園の遊具等の整備	○		
		1 利用者支援事業の実施		●	
3 子育て家庭へのサポートの充実		2 保育料算定時の寡婦(夫)控除のみなし適用の実施	○		
		3 子ども医療費助成の拡充	○		

※I-1-3 一時預かりの拡充(幼稚園における在園児の預かり)については、私学助成を活用した預かり保育で対応

5つのプロジェクト	施策	新規・拡充の取組	実施状況	
			実施	未実施
III 子ども・若者の健やかな成長プロジェクト	1 母子保健、家庭教育の充実	1 母子の歯科保健の充実	○	
		2 「眠育」(早寝、早起き)の啓発強化	○	
		3 家庭教育講座の拡充	○	
4 乳幼児とのふれあい学習の充実		○		
2 子どもの発育・子育て相談の充実	1 出張及び時間外相談の実施	○		
	3 子ども・若者の社会形成、社会参加の推進	1 子ども・若者の意見表明機会の拡充	○	
IV 子ども・若者支援プロジェクト	1 子ども・若者総合サポートシステムの充実	1 養育支援訪問事業の実施	○	
		2 被虐待児童及び問題行動児童の進行管理の強化	○	
		3 若者支援の相談体制の強化	○	
	2 三条っ子発達応援事業の充実	1 年中児発達参観の全市実施		●
		2 発達支援に係るコーディネーターの資質の向上	○	
V 子ども・子育て応援社会プロジェクト	1 子ども・子育て家庭を支えるまちづくりの推進	1 「子どもの権利」の啓発強化	○	
		2 地域における安全・安心の確保	1 通学路の整備	○

※IV-2-1 年中児発達参観の全市実施については、1施設のみ未実施

2 第1期計画の目標達成状況

取組を実施した結果、計画の目標である「安心して子育てを楽しむことができ、子ども・若者の笑顔があふれるまち」の達成度を測るために設定した成果指標の目標達成状況は、次のとおりです。

「子育てを負担と感じている人の割合」は21.2%で目標を達成することができました。また、「子育てに不安を感じている人」「子育てと仕事が両立できていると思う人」「保育（小学生の児童クラブを含む）が充実していると思う人」の3つの指標については、目標達成には至らなかったものの、平成25年度調査数値と比較して改善されました。しかし、これら以外の項目については、改善が見られませんでした。

依然として、多くの子育て世代が子育てに対して不安や悩みを抱いており、三条市の子育て支援策についても満足度が上がっていない結果になりました。

そこで、男女ともに働きながら安心して子育てできる環境の整備や子どもの育ちへのきめ細かな支援など、市民ニーズを的確に捉えた子育て支援を一層充実させていき、子育てに対する不安を解消し、子育てを幸せだと感じることができる環境づくりを進めていく必要があります。

	成果指標	平成25年度調査時	目標値	平成30年度調査時	目標達成状況
1	合計特殊出生率	1.48	1.58	1.43	未達成
2	子育てに不安を感じている人の割合	70.5%	50%	64.4%	未達成(改善)
3	子育てについて気軽に相談できる人がいる割合（市などの相談機関も含む）	87.3%	95%	85.4%	未達成
4	子育てを負担と感じている人の割合	38.4%	25%	21.2%	達成
5	子育てに幸せを感じている人の割合	92.0%	99%	83.8%	未達成
6	父親が家事や子育てをしていると思う人の割合	72.8%	90%	64.8%	未達成
7	子育てと仕事が両立できていると思う人の割合(仕事をしていない人を除く)	60.4% (69.4%)	80%	69.7% (74.6%)	未達成(改善)
8	保育（小学生の児童クラブを含む）が充実していると思う人の割合	32.4%	70%	33.4%	未達成(改善)
9	三条市が子育てしやすいまちであると思う人の割合	47.9%	70%	24.7%	未達成
10	三条市の子どもが生き生きしていると思う人の割合	62.4%	80%	34.3%	未達成

※合計特殊出生率については、平成25年、平成30年数値

※2～10は子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果数値

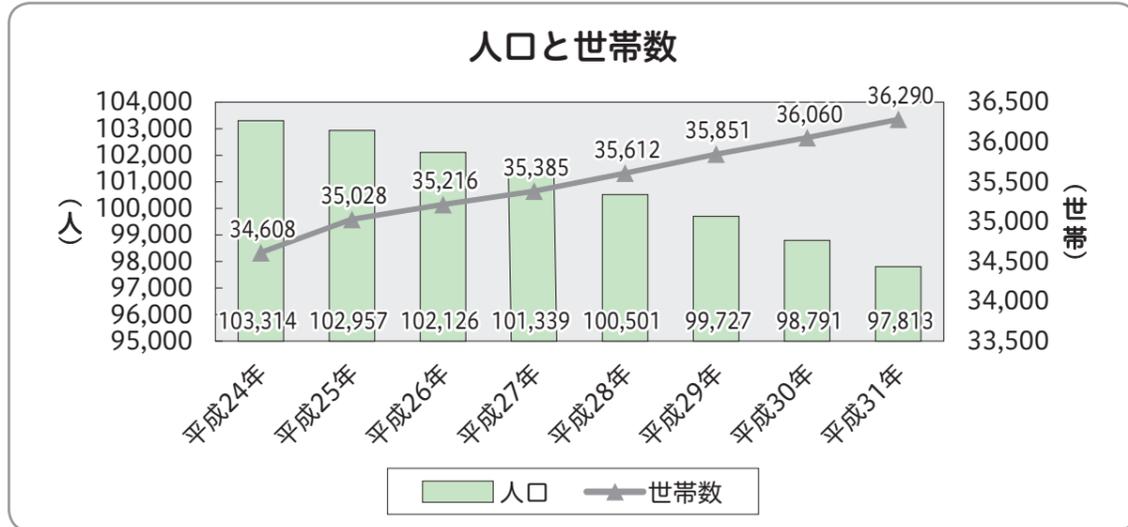
第3章

三条市の現状と課題

1 人口等の推移

(1) 人口と世帯数

三条市における人口と世帯数の推移をみると、人口は年々減少していますが、世帯数は増加しており、第1期計画から引き続き核家族化、世帯規模の縮小化が更に進んでいます。

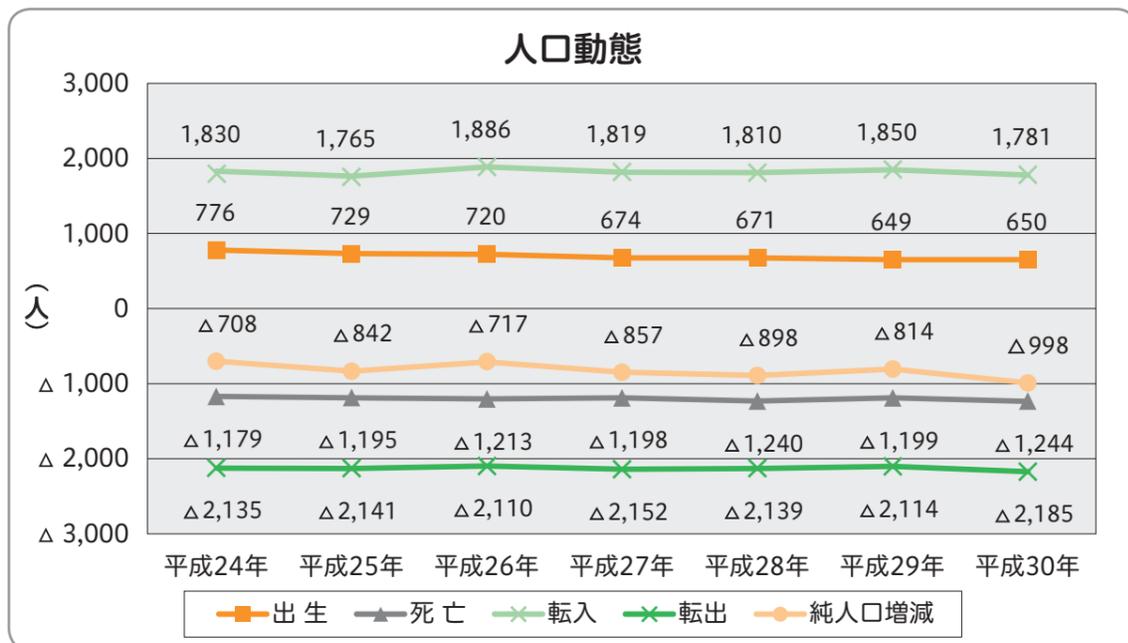


資料:住民基本台帳(各年3月末日)

(2) 人口動態

出生数は減少傾向にあり、平成30年は650人となっています。また、死亡数は出生数を上回っており、自然減の状態が続いています。

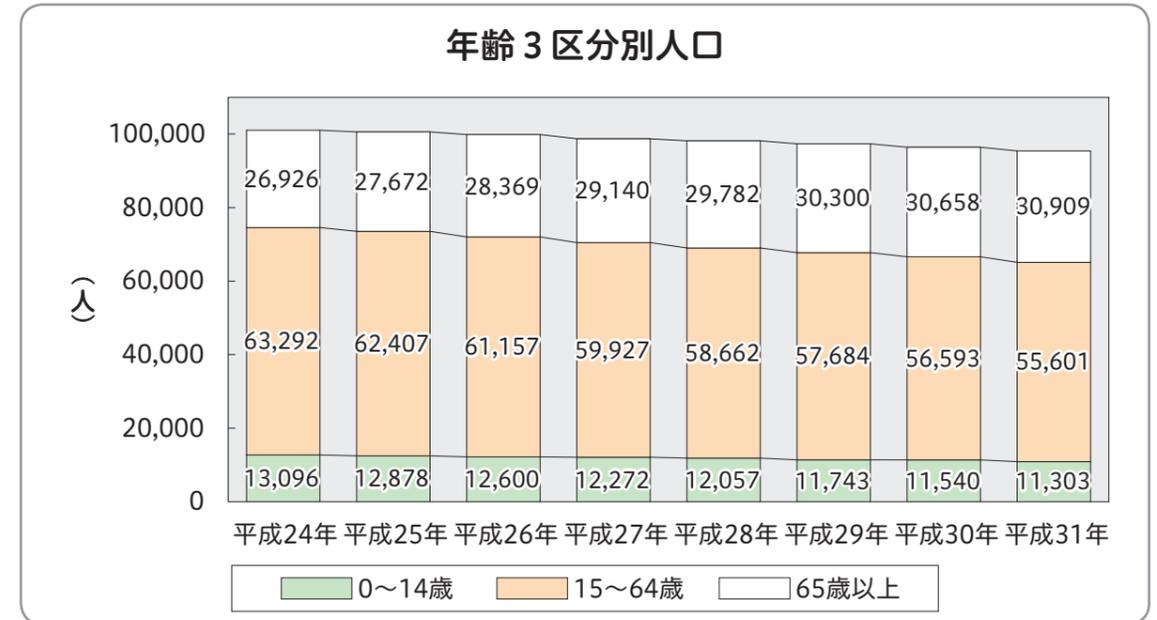
社会動態をみると、転出数が転入数を上回っており、社会減の状態が続いています。自然動態・社会動態ともに減少し続けており、純人口の減少が続いています。



資料:新潟県人口移動調査結果報告(各年10月1日)

(3) 年齢3区分別人口

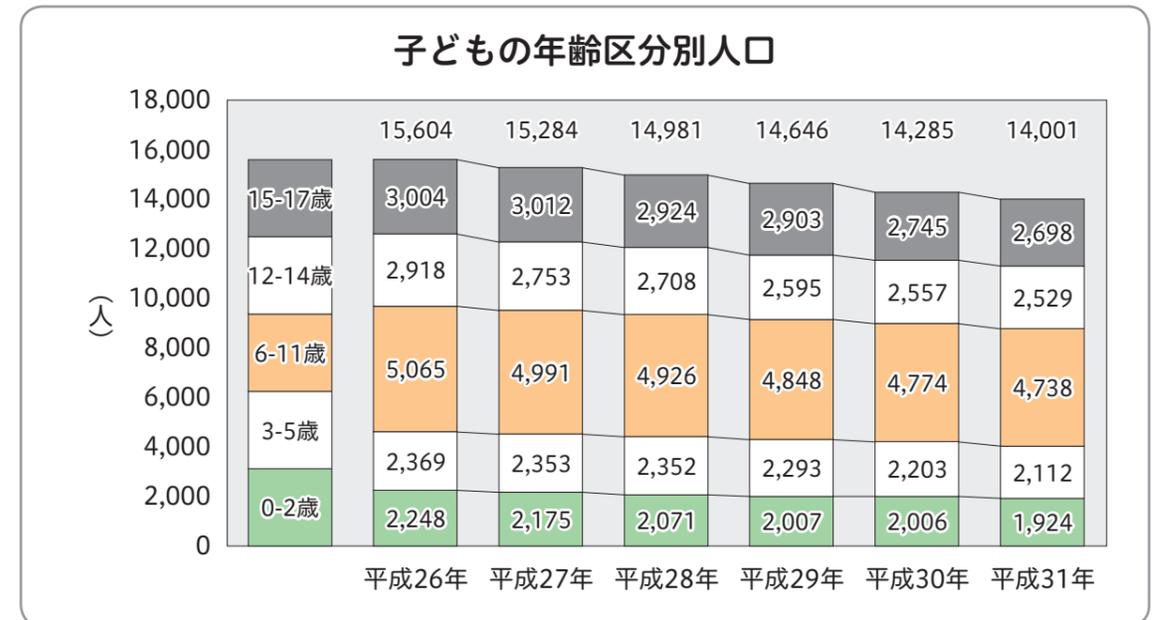
三条市の人口は減少傾向にあり、年齢3区分別人口でみると年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15~64歳)が減少している一方、高齢者人口(65歳以上)は増加しており、確実に少子・高齢化が進んでいます。



資料:住民基本台帳(各年3月末日)

(4) 子どもの年齢区分別人口

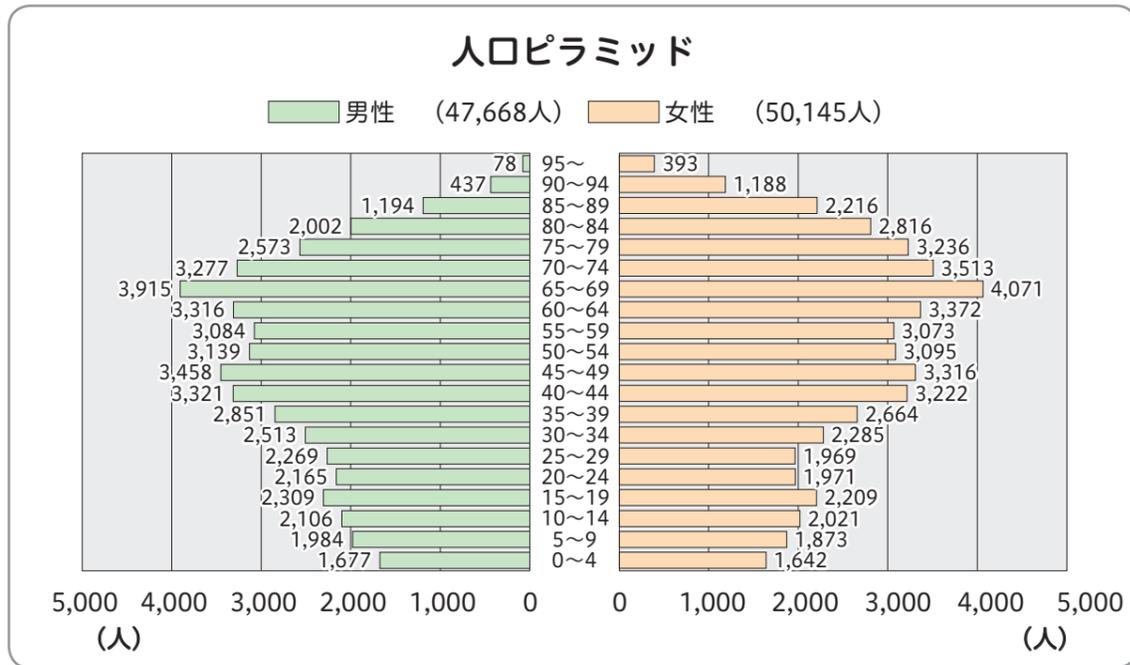
子どもの人口を年齢区別にみると、どの年齢区分においても減少傾向にあります。年齢区分ごとに比較すると、特に0~2歳の人口が少なくなっています。



資料:住民基本台帳(各年3月末日)

(5) 人口ピラミッド

三条市の平成31年3月31日現在の人口は97,813人であり、「男性」が47,668人、「女性」が50,145人となっています。年齢階級別では、男女ともに「40～44歳」「45～49歳」「60～64歳」「65～69歳」「70～74歳」、女性のみ「75～79歳」が多くなっています。また、「34歳以下」は減少傾向にあります。

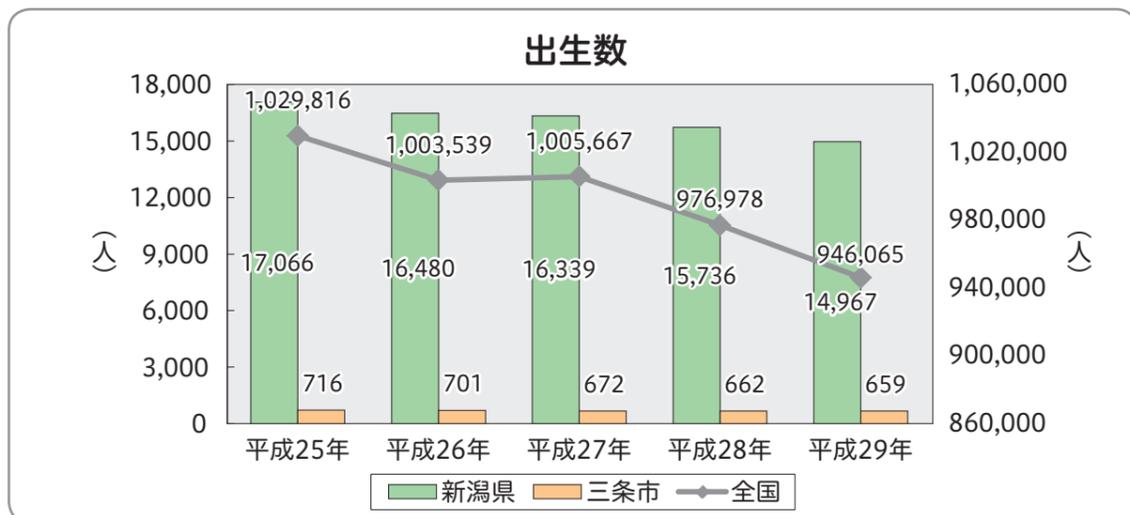


資料:住民基本台帳(平成31年3月末日)

2 少子化の状況

(1) 出生数

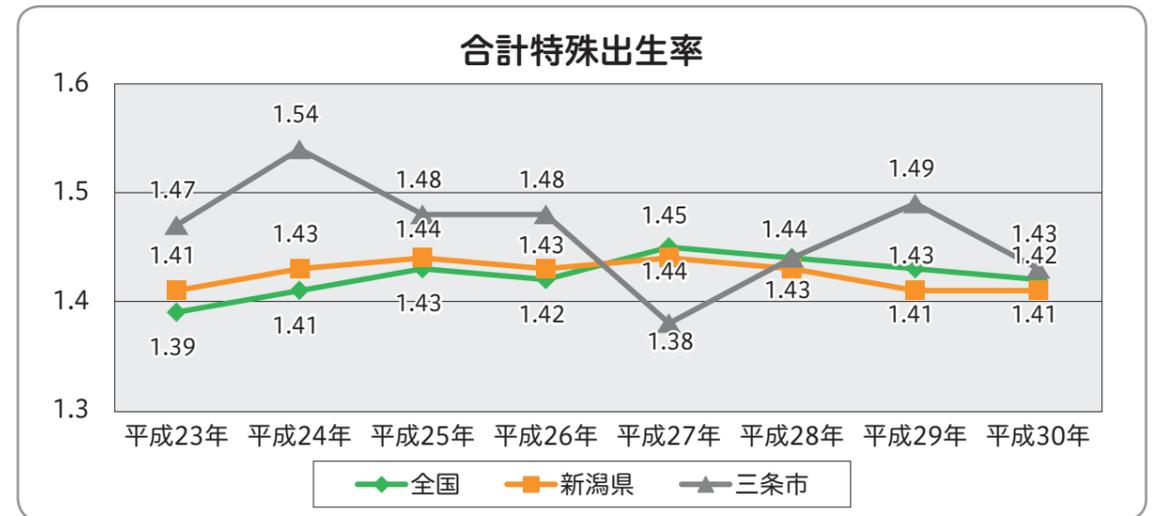
三条市の出生数は、全国、新潟県と同様に減少傾向にあり、平成29年は659人となっています。



資料:新潟県福祉保健年報

(2) 合計特殊出生率

合計特殊出生率(15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの)は、平成27年を除くと、全国や新潟県を上回っています。

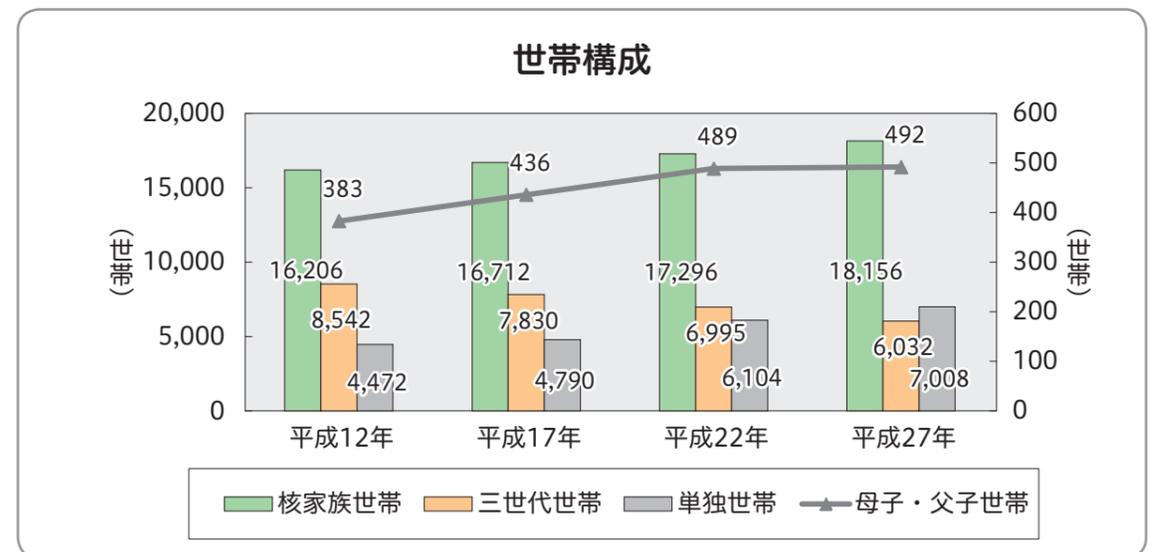


資料:新潟県人口動態統計(各年10月1日)

3 家族や労働環境の状況

(1) 世帯構成

平成27年の国勢調査における世帯数は、核家族世帯が18,156世帯で最も多く、次いで単独世帯の7,008世帯となっています。三世帯世帯のみ減少が続いており、それ以外の世帯についてはすべて増加傾向にあります。



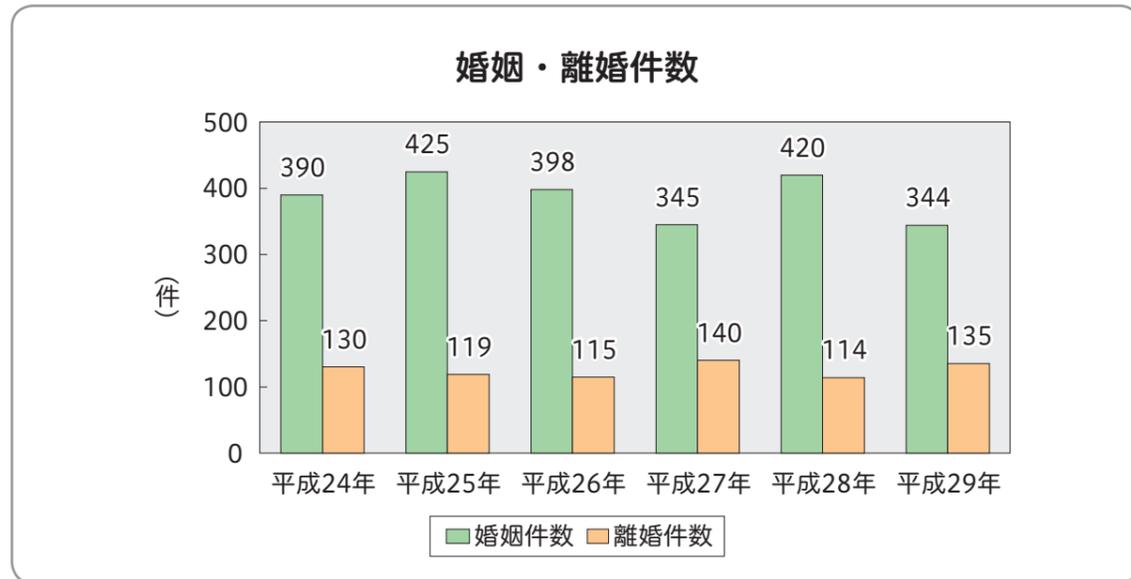
資料:国勢調査(各年10月1日)

*1 核家族世帯…夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯
 *2 母子・父子世帯…未婚、死別又は離別の女親とその未婚の20歳未満の子どものみから成る世帯及び未婚、死別又は離別の男親とその未婚の20歳未満の子どものみから成る世帯

(2) 婚姻・離婚の状況

三条市の婚姻件数をみると、平成25年をピークに減少傾向にありましたが、平成28年に増加し、その後再び減少しています。

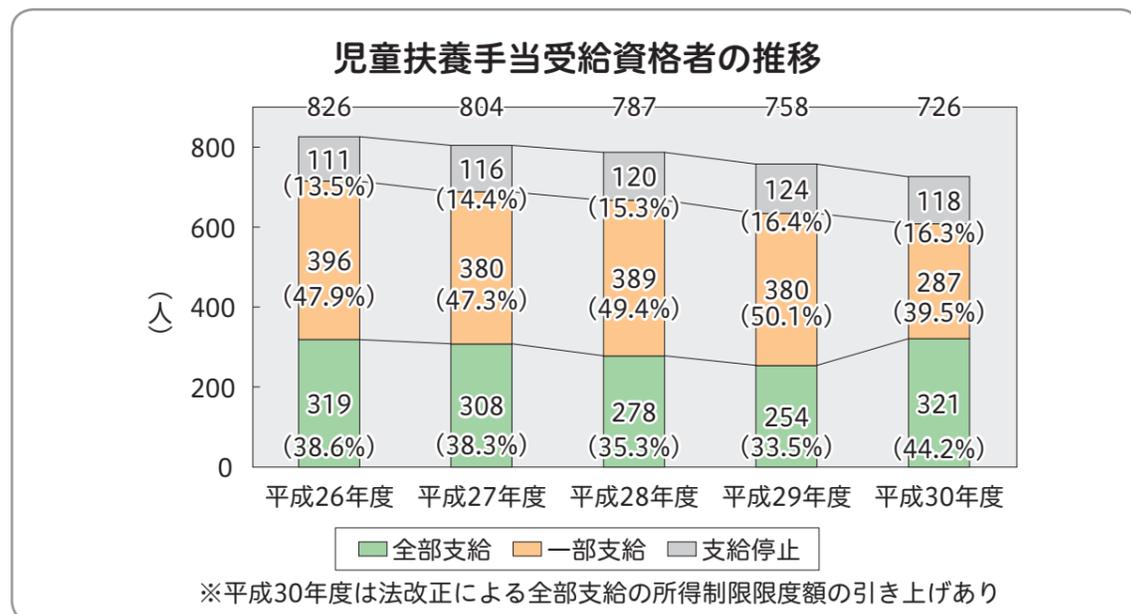
また、離婚件数も減少傾向にありましたが、平成27年に増加し、その後は増減を繰り返しています。



資料:新潟県福祉保健年報

(3) 児童扶養手当受給資格者の推移

児童扶養手当受給資格者（18歳到達後最初の3月31日に達するまでの児童及び一定の障害のある20歳未満の児童を養育しているひとり親等）は、平成30年度は726人であり、年々減少傾向にありますが、本人及び扶養義務者の所得で手当の支給が全部停止となる人の割合は増加傾向にあります。



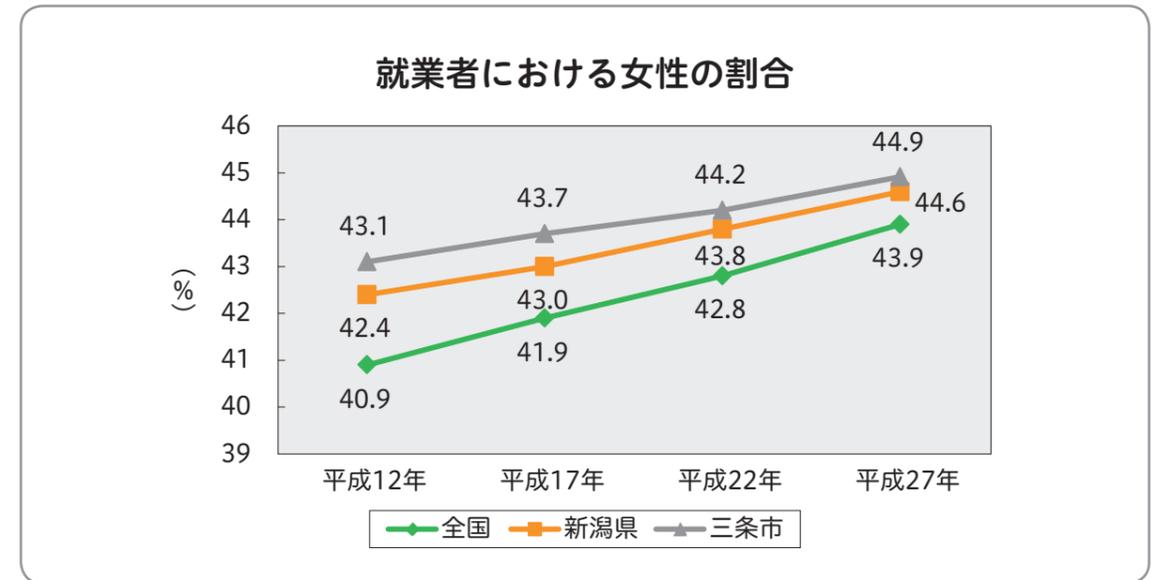
※平成30年度は法改正による全部支給の所得制限限度額の引き上げあり

資料:子育て支援課(3月末現在)

(4) 就業者に占める女性の割合

平成27年の国勢調査における就業者に占める女性の割合は44.9%となっており、平成12年からの推移をみると、増加傾向にあります。全国や新潟県と比べると、三条市の就業者に占める女性の割合は高くなっています。

また、国が「新・放課後子ども総合プラン」において目標としている女性（25～44歳）の就業率80%については、三条市では平成27年に80.2%と目標を上回っています。



資料:国勢調査(各年10月1日)

三条市における25～44歳の女性就業率の推移

年齢	区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
25～44歳	総数	13,072人	12,580人	11,827人	10,986人
	就業者数	9,821人	9,468人	9,020人	8,808人
	就業率	75.1%	75.3%	76.3%	80.2%

※総数には労働力状態不詳を含む

資料:国勢調査(各年10月1日)

4 保育所（園）・幼稚園等の状況

(1) 施設数及び定員・入所（園）児童数の推移

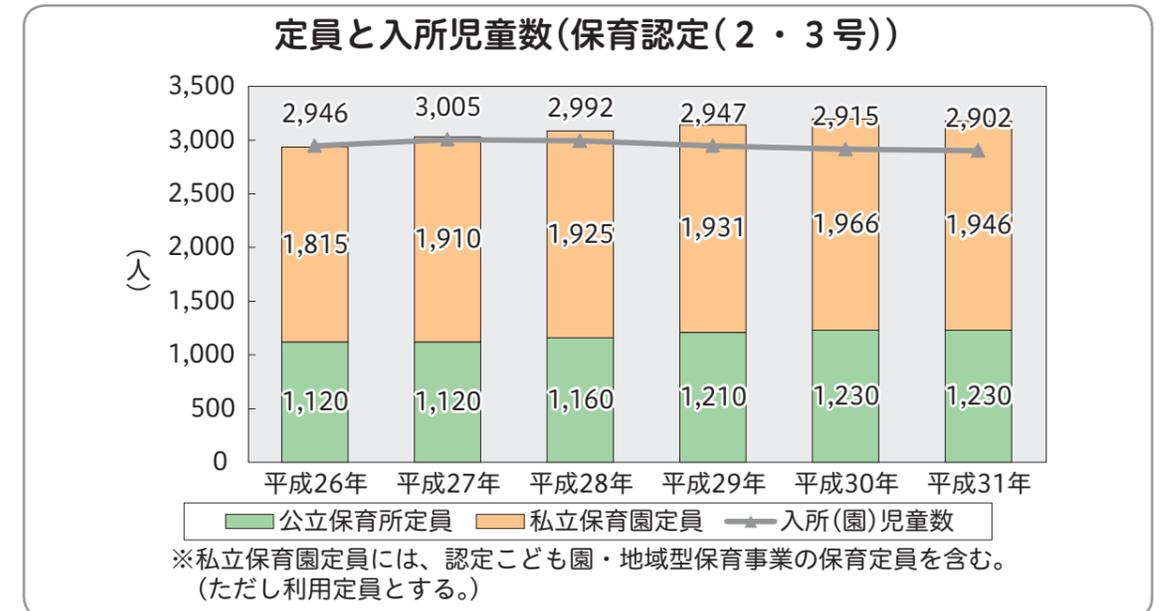
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0～5歳人口		4,617	4,528	4,423	4,300	4,209	4,036
保育所（園）	定員（人）	2,935	2,955	2,980	3,030	3,040	3,020
	公立						
	施設数	10	10	10	10	9	9
	入所児童数（人）	1,038	1,029	1,008	981	999	967
私立							
施設数	17	17	17	17	17	17	
入所児童数（人）	1,908	1,932	1,909	1,867	1,788	1,778	
認可外保育施設	定員（人）	70	-	-	-	-	-
	公立						
施設数	1	-	-	-	-	-	
入所児童数（人）	17	-	-	-	-	-	
幼稚園	定員（人）	975	875	755	755	195	195
	私立						
	施設数	7	6	5	5	3	3
入所児童数（人）	388	268	250	236	133	122	
認定こども園	定員（人）	-	130	130	130	250	250
	私立						
施設数	-	1	1	1	2	2	
入所児童数（人）	-	111	125	136	233	230	
地域型保育事業	定員（地域枠のみ）（人）	-	-	30	36	36	36
	私立						
施設数	-	-	1	2	2	2	
入所児童数（人）	-	-	20	27	31	34	
入所（園）児童数（人）		3,351	3,340	3,312	3,247	3,184	3,131
入所（園）率		72.6%	73.8%	74.9%	75.5%	75.6%	77.6%
未入所（園）児童数（人）		1,266	1,188	1,111	1,053	1,025	905

資料：住民基本台帳（各年3月末日）、子育て支援課（各年4月1日、5月1日）

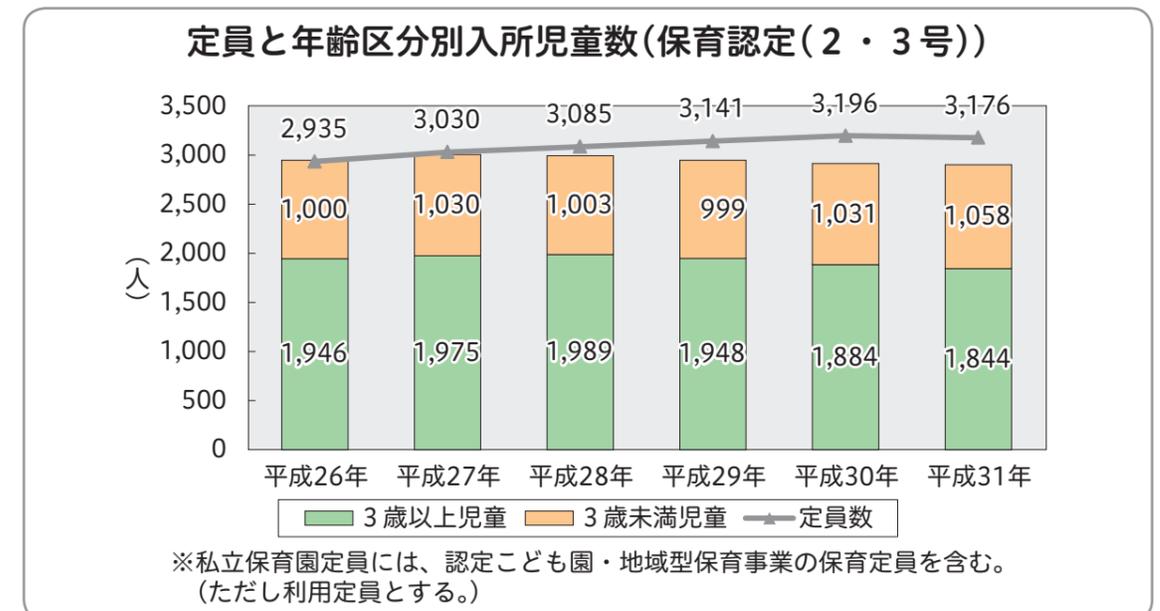
※保育所（園）・認可外保育施設は各年4月1日、幼稚園は各年5月1日
 ただし、平成30年以降の幼稚園及び保育所（園）等の定員は利用定員とする。
 児童人数は、市内在住者とする。（広域による受託・委託児童は除く。）
 幼稚園の入園児童数は、満3歳以上児とする。

(2) 保育所等の入所状況

平成31年4月1日現在、認可保育所は公立9か所、私立17か所の合計26か所、認定こども園は2か所、地域型保育施設は2か所あり、2・3号認定が対象となる保育の総定員は0歳～5歳児人口の78.7%に当たる3,176人で、利用児童数は2,902人となっています。



資料：子育て支援課（各年4月1日）

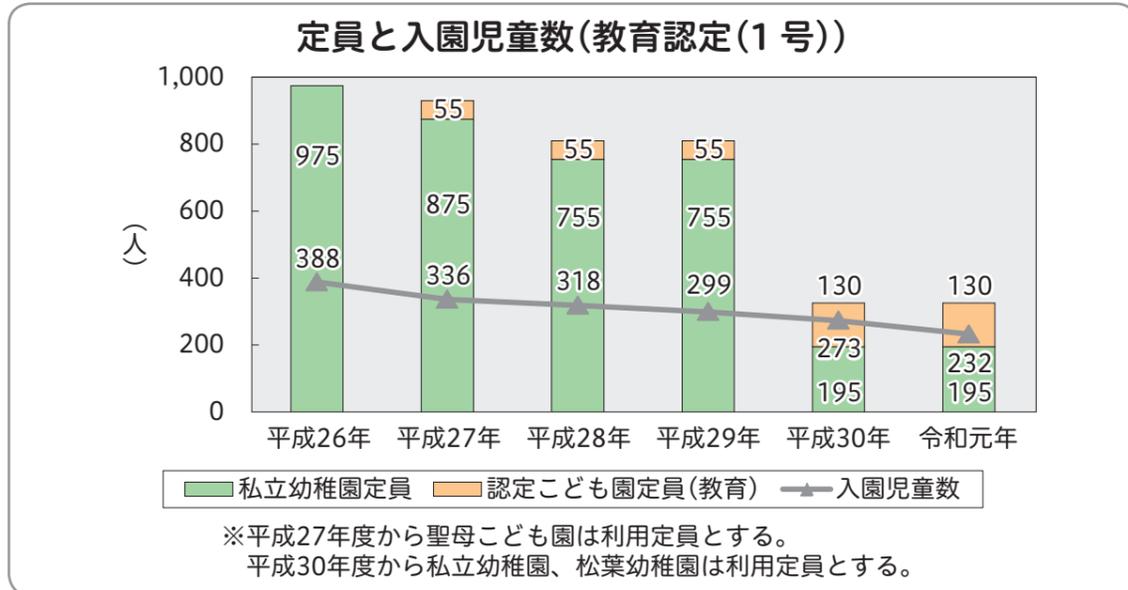


資料：子育て支援課（各年4月1日）

(3) 幼稚園等の入園状況

令和元年5月1日現在、幼稚園は私立3園で入園児童数は122人ですが、いずれの施設でも入園児童数の減少が続いています。

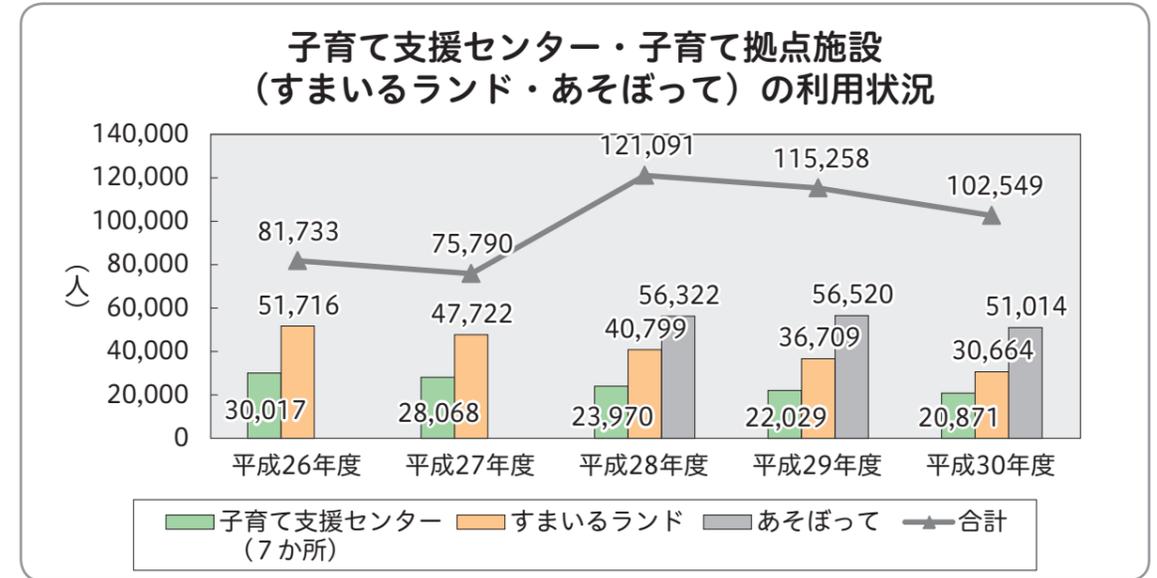
また、認定こども園において教育を希望する児童と合わせると232人となりますが、いずれも希望数は減少しています。



資料:子育て支援課(各年5月1日)

(4) 子育て支援センター・子育て拠点施設の利用状況

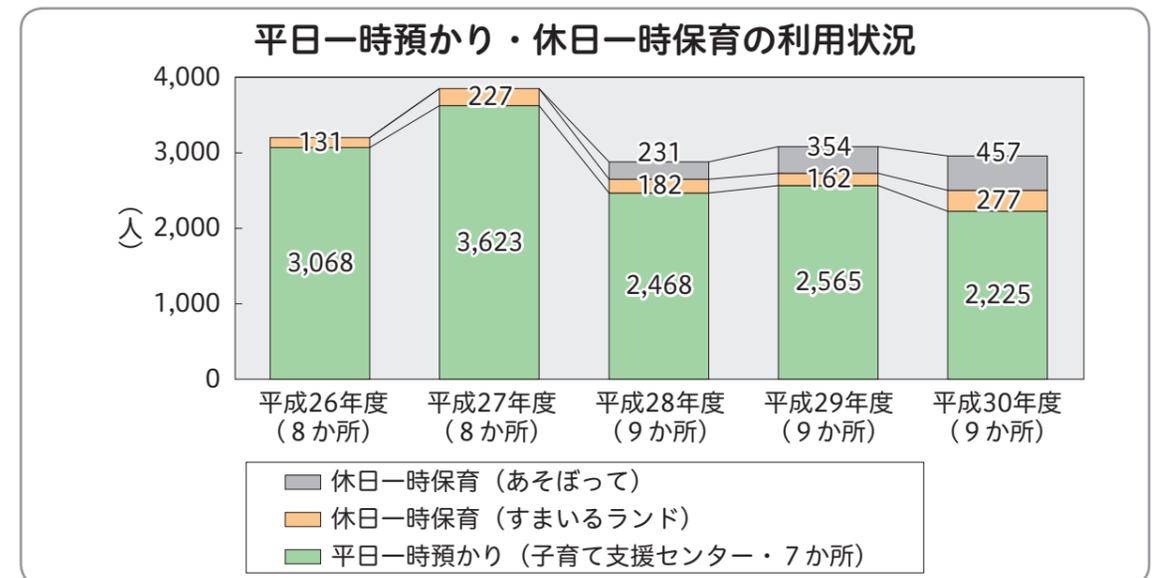
平成28年度は、子育て拠点施設あそぼってが開館したことにより平成27年度の約1.6倍の利用者数となりましたが、その後は緩やかな減少傾向にあります。平成30年度には、子育て支援センターの利用者は20,871人、すまいるランドが30,664人、あそぼってが51,014人となっています。



資料:子育て支援課

(5) 平日一時預かり・休日一時保育の利用状況

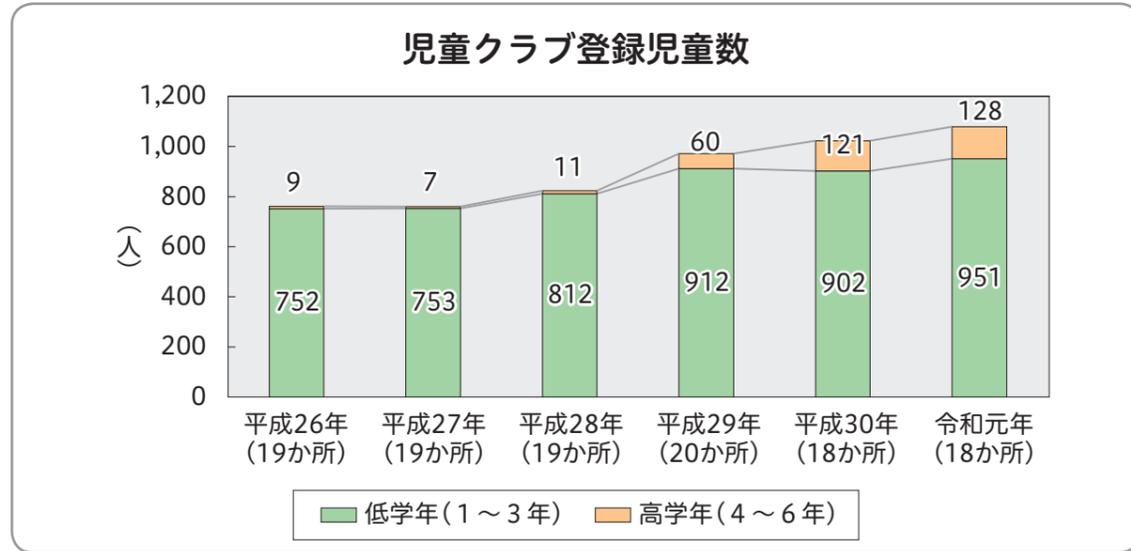
平成26年度からの推移をみると、平日一時預かりの利用者数は平成27年度に増加していますが、平成28年度には減少しており、その後は若干の増減はありますがほぼ横ばいとなっています。一方、休日一時保育の利用者数は増加傾向にあり、平成30年度の利用者数は2施設で734人となり、2施設での実施となった平成28年度の約1.8倍となっています。



資料:子育て支援課

(6) 児童クラブの状況

令和元年5月1日現在、児童クラブは18か所あり、登録児童数は1,079人となっています。そのうち、低学年（1～3年生）は951人となっています。平成29年度から対象を4年生までに拡充したこともあり、登録児童数は年々増え、平成26年の761人と比較すると、約1.4倍となっています。

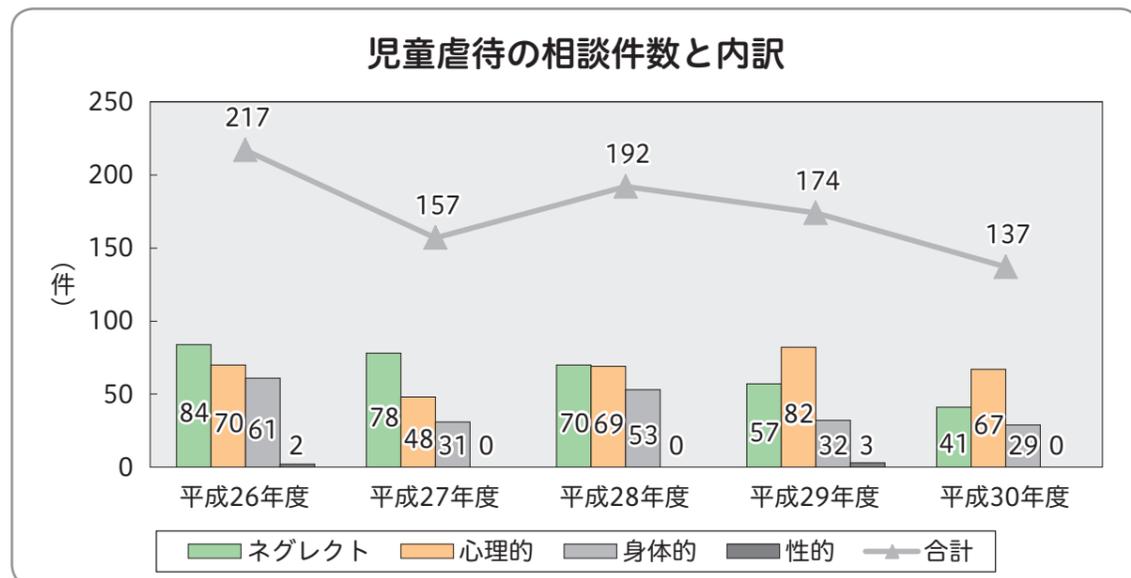


資料:子育て支援課(各年5月1日)

5 子ども・若者の状況

(1) 児童虐待の相談状況

相談件数は、合計件数が平成27年度に減少し、翌年度に増加していますが、その後は減少傾向にあります。相談内容の種類別では「ネグレクト（養育放棄）」は減少傾向にあります、「心理的虐待」が増加しており、近年は相談件数の半数近くを占めてきています。

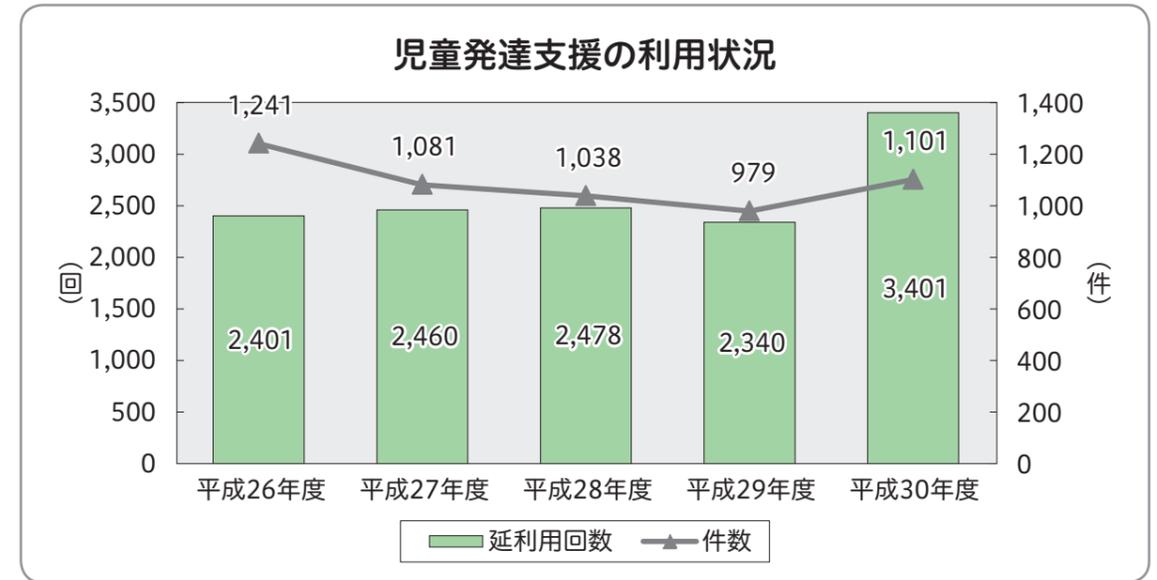


資料:子どもの育ちサポートセンター

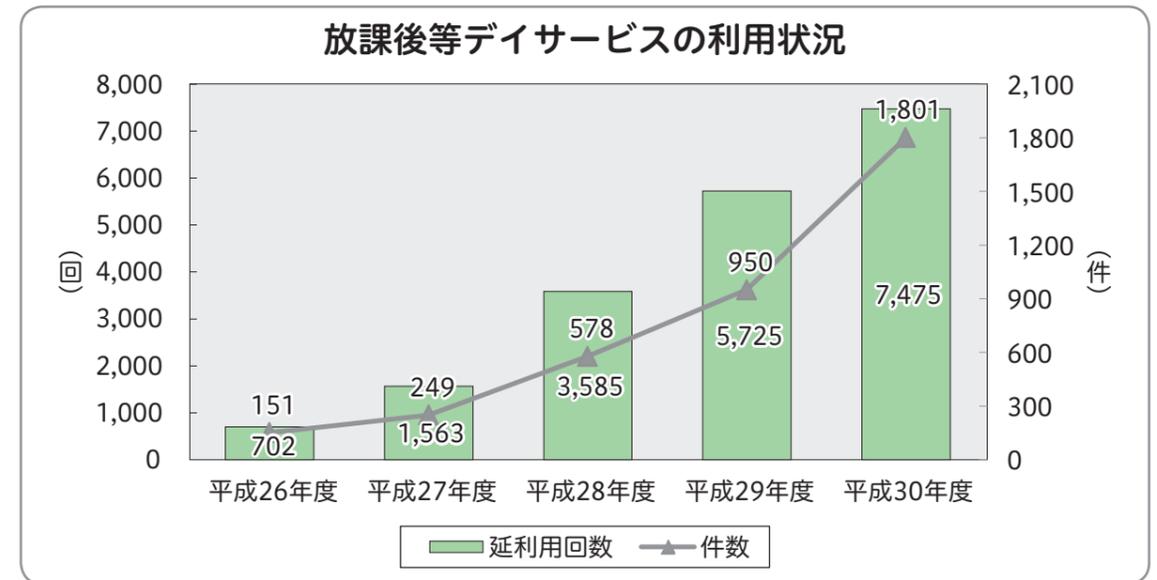
(2) 児童発達支援等の利用状況

主に未就学児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等の援助を行う児童発達支援については、件数・延利用回数ともに平成29年度に若干減少していますが、平成30年度は大幅に増加しています。

また、就学児を対象として生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の支援を行う放課後等デイサービスについては、平成26年度と比較すると平成30年度は件数、延利用回数ともに約10倍以上となっています。



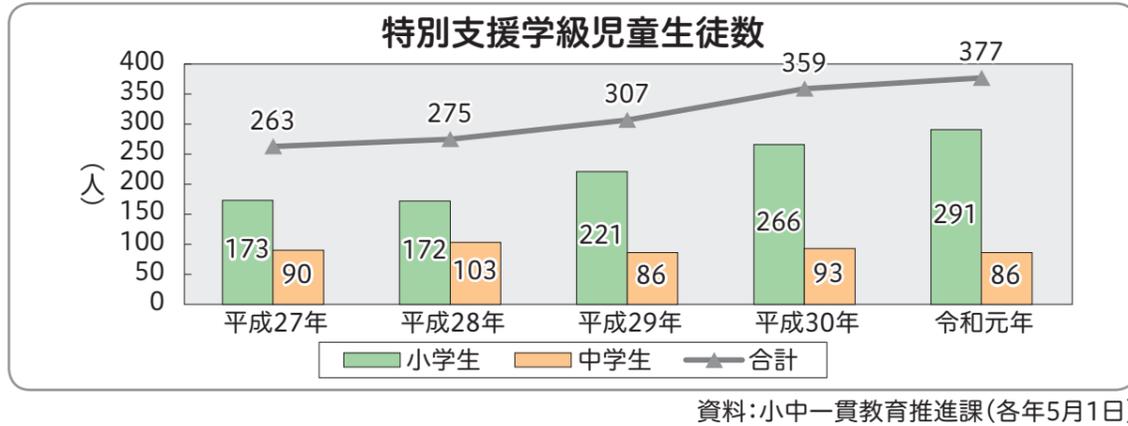
資料:子育て支援課



資料:子育て支援課

(3) 特別支援学級の児童生徒数

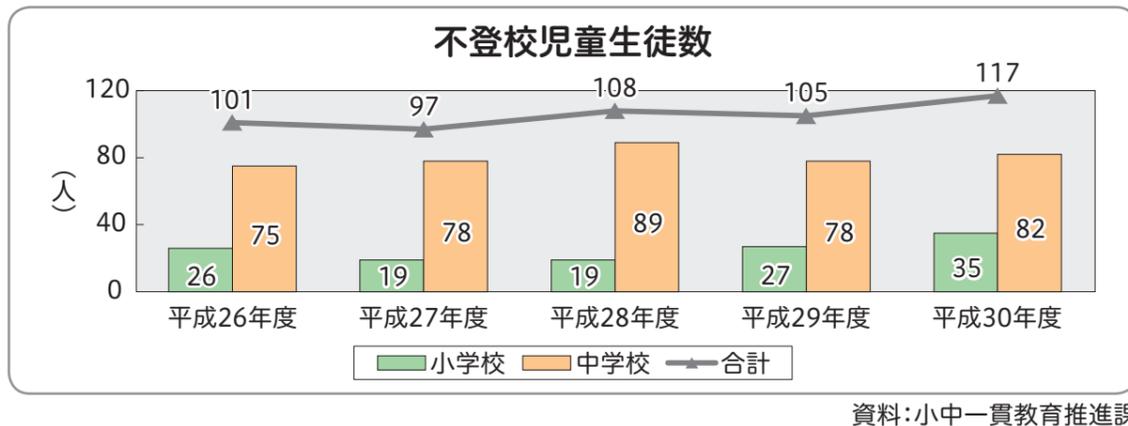
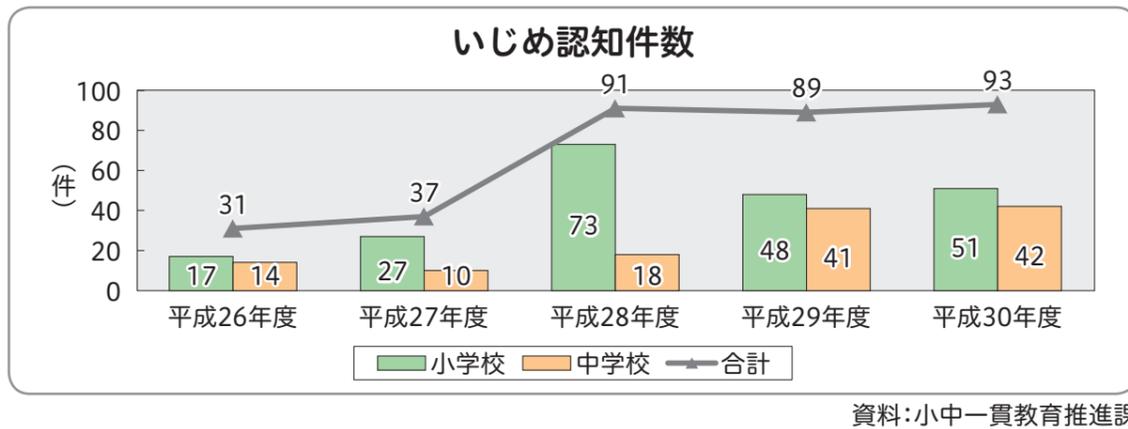
令和元年5月1日現在、特別支援学級の児童数は291人、生徒数は86人となっています。特別支援学級の児童生徒数は年々増えており、平成27年と比較すると、約1.4倍となっています。



(4) いじめ・不登校の推移

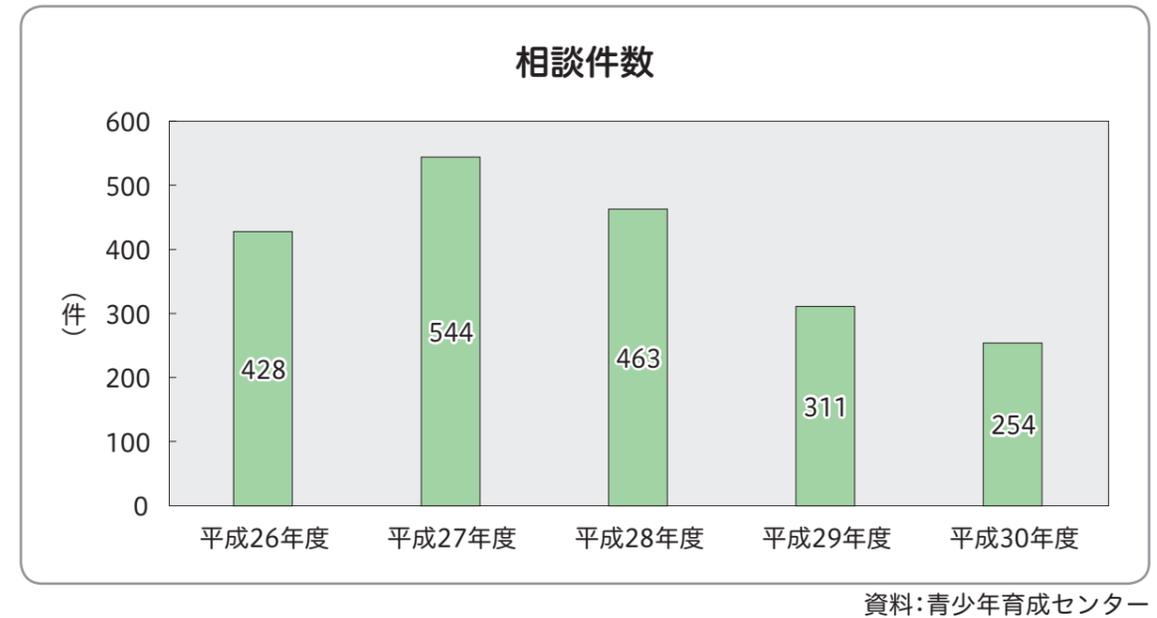
いじめ認知件数は平成28年度に小学校で大幅に増加し、その後50件前後で推移しています。また、中学校では平成29年度に増加しそのまま推移しています。

不登校児童生徒数は、小学校、中学校ともに年度毎にばらつきはあるものの、全体としては増加傾向にあります。



(5) 青少年相談の相談件数

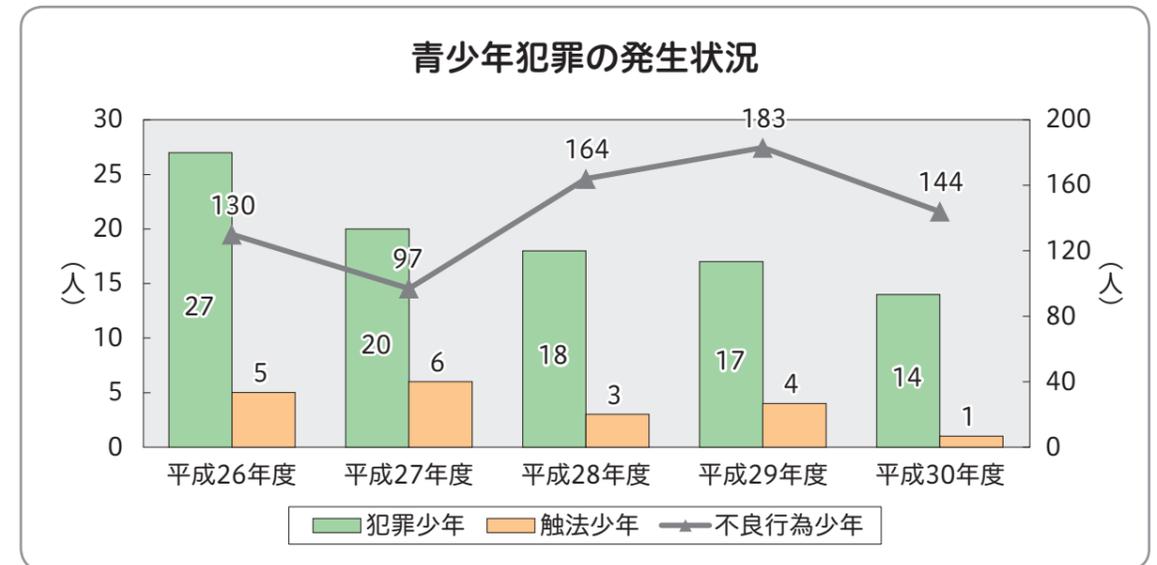
青少年育成センターでの相談件数(面接、電話、メール)は、平成27年度以降徐々に減少し、平成30年度は254件で平成27年度の2分の1以下となっています。



(6) 青少年犯罪の発生状況

犯罪少年は、年々減少傾向にあり、平成30年は14人となっています。触法少年は1桁台で推移しており、平成30年は1人となっています。

一方、不良行為少年は、平成27年に減少したのち再び増加しましたが、平成30年は144人に減少しています。



犯罪少年… 罪を犯した14歳以上20歳未満の少年をいいます。
 触法少年… 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年をいいます。
 不良行為少年… 非行少年(犯罪少年、触法少年)には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をした少年をいいます。

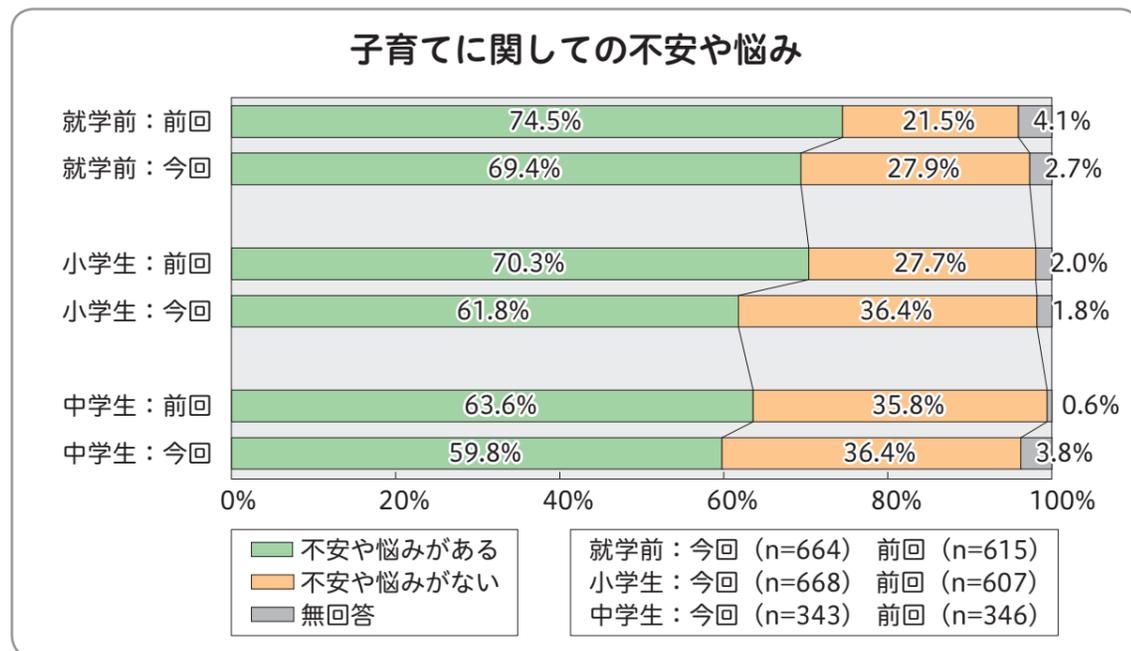
資料:三条警察署

6 子育て家庭の状況

(1) 子育てに関する不安や悩み

平成30年度に実施した子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果では、子育てに関する不安や悩みについて、「不安や悩みがある」と答えた就学前児童保護者は69.4%、小学生保護者は61.8%、中学生保護者は59.8%となっています。

また、「不安や悩みがない」と答えた就学前児童保護者は27.9%、小学生保護者及び中学生保護者はいずれも36.4%となっており、年齢階層が高くなると不安や悩みがある割合は低くなっています。平成25年度に実施した前回調査と比較すると、いずれの年齢階層においても不安や悩みがあると答えた保護者は減少しています。



資料：平成25年度・30年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

(2) 子育てに対する不安等の内容

アンケート調査の結果は、「経済的な不安・負担」がすべての年齢階層で上位となっていますが、前回調査（全体：37.9%）と比較すると全体で6.6ポイント減少しています。

また、「安心して子どもを遊ばせることのできる場所がない」が就学前児童保護者では19.9%（前回：31.5%）で11.6ポイント減少、小学生保護者では25.6%（前回：32.5%）で6.9ポイント減少していますが、中学生保護者では14.3%（前回：13.9%）で0.4ポイント増加しています。多くの項目において、前回調査と比較すると不安等が減少している傾向にあります。

区分	不安等の内容	就学前	順位	小学生	順位	中学生	順位	全体	順位
子ども	子どもの食事や栄養	30.4%	3	15.3%	10	12.5%	7	20.7%	7
子ども	言葉や行動など、知的・精神的な発育	29.4%	4	24.7%	4	18.1%	4	25.2%	3
子ども	子どもの情緒面	28.8%	5	26.5%	2	22.2%	2	26.5%	2
自分	しつけがうまくいかない	26.2%	7	19.0%	7	12.8%	6	20.6%	8
自分	子育てで疲れる	28.3%	6	16.3%	9	9.0%	10	19.6%	9
自分	自分の時間をもてない	31.9%	2	16.8%	8	9.3%	9	21.3%	5
自分	子どもとの時間をもてない	20.0%	9	19.6%	6	9.6%	8	17.7%	10
家庭	配偶者との関係（子育てについての意見の不一致等）	13.7%	12	12.9%	11	7.0%	12	12.0%	11
家庭	祖父母との子育て方針の食い違い	9.6%	14	7.8%	13	5.8%	13	8.1%	13
家庭	経済的な不安・負担	34.8%	1	28.3%	1	30.6%	1	31.3%	1
地域	子どもを預かってくれる人がいない	8.7%	15	6.7%	14	1.7%	16	6.5%	15
地域	子育て経験者や先輩保護者と知り合えない	4.1%	16	2.1%	16	2.6%	15	3.0%	16
地域	親自身が友達をつくれる場や機会がない	12.3%	13	5.7%	15	3.5%	14	7.9%	14
地域	周囲の人が子ども連れを温かい目でみてくれない	2.1%	17	1.9%	17	1.5%	17	1.9%	17
環境	子どもが安全に通れる道路がない	14.2%	11	11.1%	12	8.5%	11	11.8%	12
環境	安心して子どもを遊ばせることのできる場所がない	19.9%	10	25.6%	3	14.3%	5	21.0%	6
環境	暗い通りや見通しのきかないところが多い	23.5%	8	19.8%	5	22.2%	2	21.7%	4

資料：平成30年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

※網掛け部分は、年齢階層ごとの上位5項目

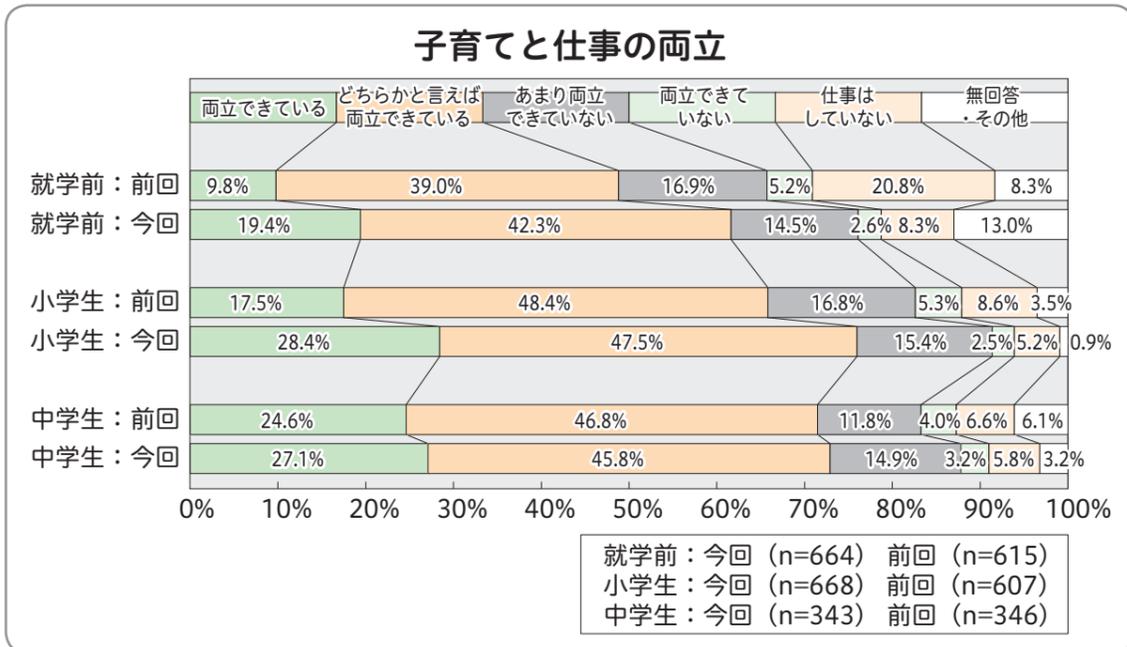
区分 家庭：家庭のこと、自分：自分のこと、子ども：子どものこと

地域：地域のこと、環境：子育て環境のこと

(3) 子育てと仕事の両立

子育てと仕事の両立については、「両立できている」と「どちらかといえば両立できている」の合計で、就学前児童保護者は61.7%、小学生保護者は75.9%、中学生保護者は72.9%となっています。前回調査（就学前児童保護者：48.8%、小学生保護者：65.9%、中学生保護者：71.4%）と比較すると、就学前と小学生の保護者において、両立できている割合が10ポイント以上増加しています。

また、子育ての主な担い手については、前回調査と比較すると「父母ともに」がいずれの年齢階層でも増加し、「主に母親」「主に祖父母」は減少しています。

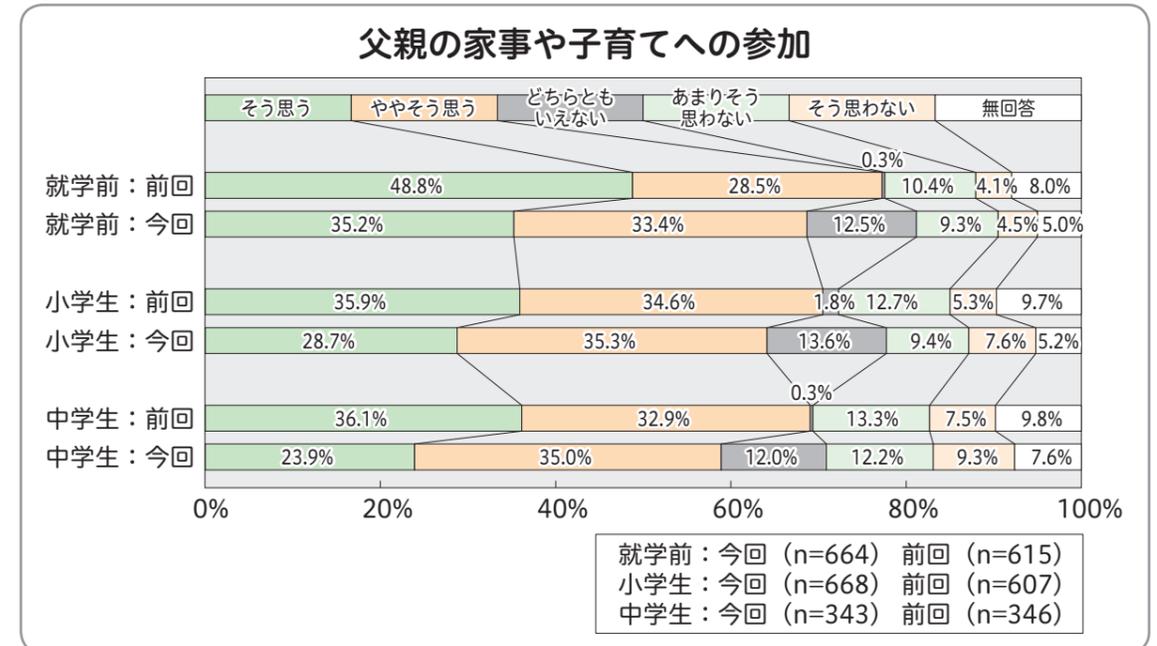


資料：平成25年度・平成30年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

(4) 父親の家事や子育てへの参加

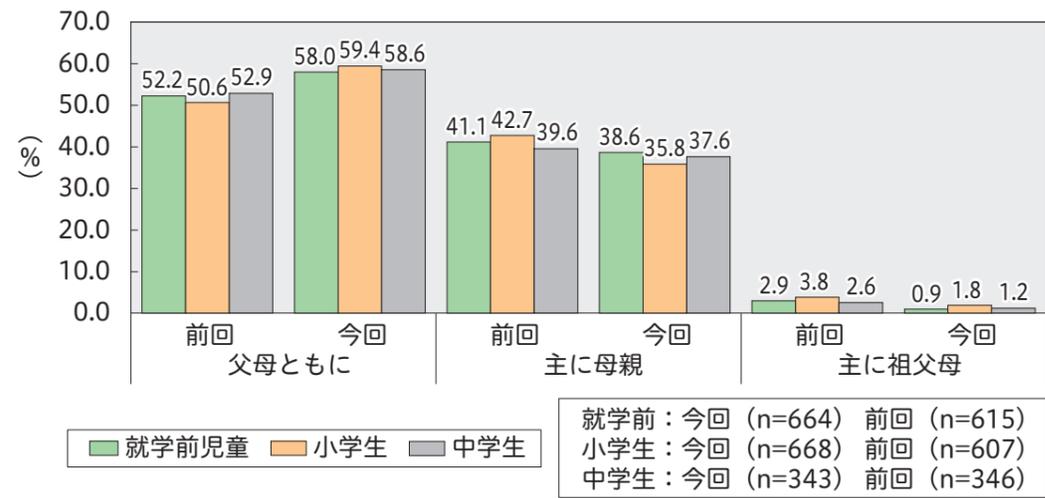
父親が家事や子育てをしているかどうかについて、「そう思う」と答えた就学前児童保護者は35.2%、小学生保護者は28.7%、中学生保護者は23.9%となっています。

「そう思う」と「ややそう思う」の合計では、就学前児童保護者は68.6%、小学生保護者は64.0%、中学生保護者は58.9%となっており、前回調査（就学前児童保護者：77.3%、小学生保護者：70.5%、中学生保護者：69.0%）と比較するといずれも減少しています。



資料：平成25年度・平成30年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

子育ての主な担い手



資料：平成25年度・平成30年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

(5) 充実を図ってほしい子育て支援

充実を図ってほしい子育て支援については、「保育所・保育園や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」が就学前児童保護者で59.6%、「子どもや親子が安心して集まれる身近な場所を増やしてほしい」が小学生保護者で33.7%、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が中学生保護者で43.7%と最も多く、次いで「子連れでも出かけやすく楽しめる場所やイベントの機会を増やしてほしい」が就学前児童保護者で56.0%、小学生保護者で33.1%となっており、中学生保護者では無回答を除くと「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」が23.6%となっています。

7 現状分析のまとめと課題

(1) 子育てと仕事の両立支援

【 課題1 】

共働き家庭の増加に伴い、子育てと仕事の両立を志向する家庭が多く、育児休業後の3歳未満児の保育や休日保育、放課後児童クラブといったニーズが引き続き高くなっています。

また、保育所の整備や母親の育児休業取得などの就労環境の改善による、就労している母親の増加や核家族化の進行、祖父母世代の就業等により、今後も保育ニーズの増加と多様化が推測されます。

そこで、子育てに対する不安や負担感の軽減及び特に女性の社会での活躍を促進するため、子育てと仕事を両立させ、安心して働くことができるように教育・保育サービス等の充実及び子育て支援環境の充実を図っていく必要があります。

加えて、男性の子育て参加は進んできてはいますが、依然として家事や子育ての負担が女性に偏っている現状が続いていることから、再就職支援や子育てしやすい職場環境の充実を促進するとともに、男女が家事や子育てを協力して行う機運を醸成していく必要があります。

(2) 子育てを楽しめる環境づくり

【 課題2 】

核家族化の進行、地域の人間関係の希薄化等により、身近な相談相手が減少している状態にあります。加えて、車社会の進展により、身近で安全に子どもを遊ばせることのできる場所も減少しています。

そこで、安心して子育てができるよう、相談しやすい体制を充実させていくとともに、親同士が交流でき、親子で遊べる場所や季節や天候を問わず子どもが思い切り遊べる場所の充実を図っていく必要があります。

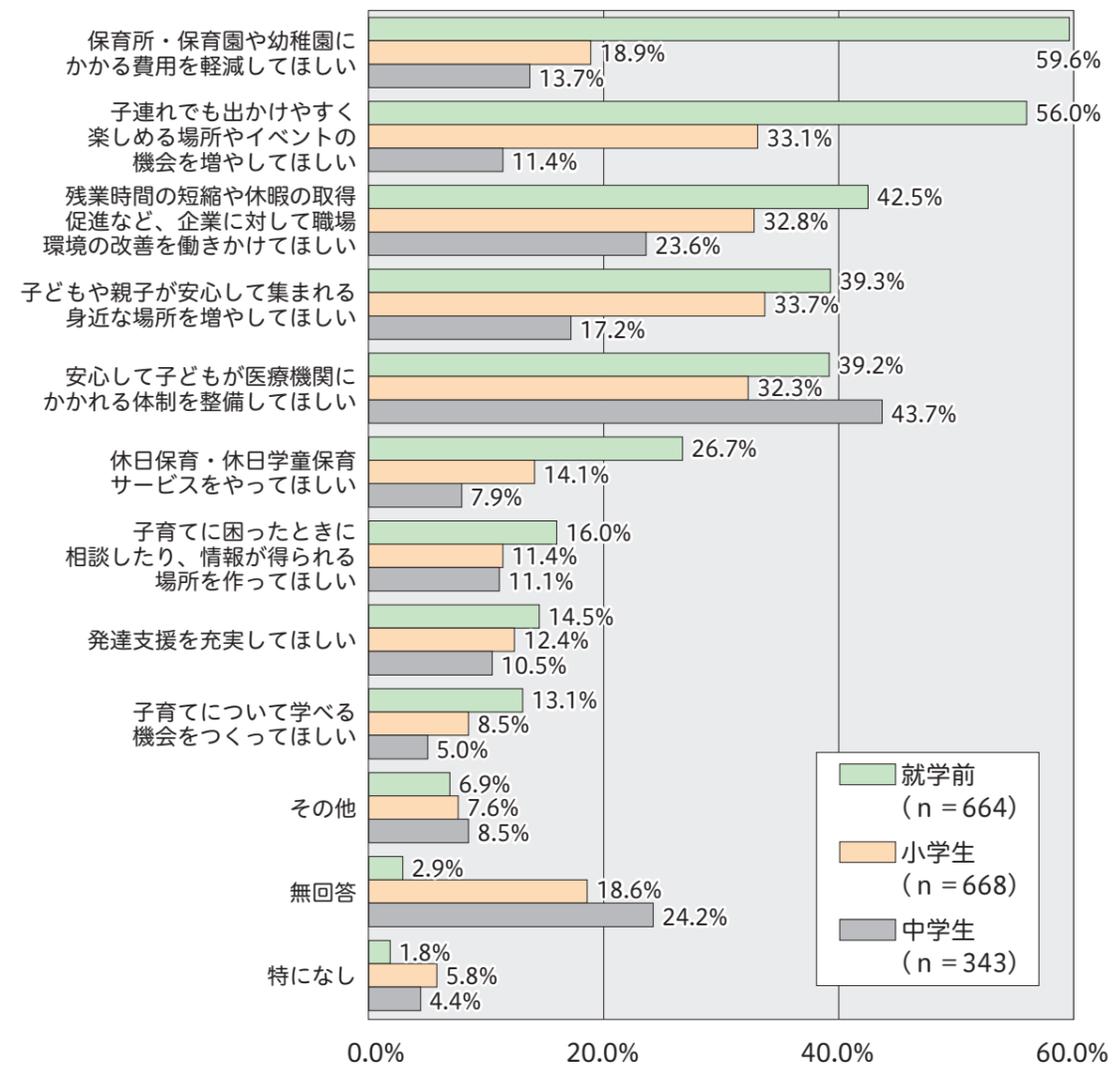
(3) 全ての子ども・若者の健やかな成長への支援

【 課題3 】

子ども・若者を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、子ども・若者がこれからの社会を自分らしく力強く生き抜いていくため、関係機関が連携を図りながら、乳幼児期から若者までのそれぞれの時期において健やかに成長できるよう、母子保健から青少年の健全育成までの取組を更に充実していく必要があります。

その際には、子ども・若者を育成や支援の「対象」としてだけでなく、社会を構成する重要な「主体」として、地域の中で確実に成長していけるよう、家庭とともに育んでいく必要があります。

充実を図ってほしい子育て支援



資料：平成30年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

(4) 困難を有する子ども・若者への支援

【 課題4 】

様々な困難を有する子ども・若者及びその家庭に対し関係機関が連携して、個に応じた支援を継続的かつ総合的に行う「子ども・若者総合サポートシステム」を推進し支援を行ってきました。今後も、いじめ、不登校、問題行動、被虐待及び発達障がい等に対し、引き続ききめ細かな支援を行うとともに、成長に伴う関係機関等のつなぎを確実に行っていく必要があります。

(5) 子ども・若者・子育て家庭をみんなで支える社会づくり

【 課題5 】

核家族化や少子化の進行、生活様式の多様化による地域の人間関係の希薄化等により、地域で子ども・若者を温かく見守る力が次第に弱まり、子育て家庭の孤立化が進みつつあります。そのため、児童虐待の増加、子どもの貧困など、子ども・若者が心身ともに健やかに育つために必要な環境を維持することが難しくなっています。

このことから、子ども・若者の最善の利益を尊重し、次代を担う子ども・若者が健やかに成長することができる活力ある地域社会を実現させるため、社会全体で子ども・若者・子育て家庭を応援する機運を更に醸成していく必要があります。

第4章

計画の基本的な考え方

1 目 標

安心して子育てを楽しむことができ、 子ども・若者の笑顔があふれるまち

親が安心して子育てを楽しみ、次代を担う子ども・若者が心身ともに健やかに育つことは、将来の三条市が発展するためには欠かせないことです。

そこで、市民、地域、関係団体や企業等と行政が一体となって、前章で述べた課題解決に向けた取組を積極的に展開し、「安心して子育てを楽しむことができ、子ども・若者の笑顔があふれるまち」の形成を目指します。

2 基本理念

ライフステージに応じた 総合的で一貫した子育て支援

上記の目標の実現に向けて、子どもや子育て家庭に対して妊娠期から若者の就労・自立に至るまで、「ライフステージに応じた総合的で一貫した子育て支援」を基本理念とし、施策を展開します。

3 5つのプロジェクト

目標達成のため、前章の現状と課題を踏まえ、次の5つのプロジェクトを第1期計画に引き続き設定し、計画期間の5年間で、各プロジェクトの取組を着実に実施します。

I 子育てと仕事の両立プロジェクト 【 課題 1 】

II ハッピー子育てプロジェクト 【 課題 2 】

III 子ども・若者の健やかな成長プロジェクト 【 課題 3 】

IV 子ども・若者支援プロジェクト 【 課題 4 】

V 子ども・子育て応援社会プロジェクト 【 課題 5 】

4 計画の体系

目標

基本理念

5つのプロジェクトと施策

想定される重点取組

継続の取組

安心して子育てを楽しむことができ、子ども・若者の笑顔があふれるまち

ライフステージに応じた総合的で一貫した子育て支援

I 子育てと仕事の両立プロジェクト

1 多様なニーズに対応した保育環境等の充実

- 1 3歳未満児の保育の拡充
- 2 病児・病後児保育の充実
- 3 一時預かりの拡充
- 4 保育士確保の推進

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1 通常保育（11時間保育） | 5 障がい児保育 |
| 2 早朝・延長保育 | 6 平日一時預かり |
| 3 乳児保育（0歳） | 7 休日一時保育 |
| 4 未満児保育（1・2歳） | 8 ファミリーサポート支援事業 |

2 子どもの放課後等の居場所の確保

- 1 児童クラブの充実
- 2 放課後の子どもの居場所の充実

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1 児童館 | 4 放課後子ども教室 |
| 2 児童クラブ | 5 子どもの体験交流活動 |
| 3 放課後の学校開放による居場所活動 | 6 子どもの遊び場（公共施設開放） |

3 男性の家事、子育て参加の促進

- 1 子育て世代に対する意識啓発の推進

- 1 ENJOY! パパ手帳

4 出産のために退職した女性等の再就職支援

- 1 他機関と連携した就職先の紹介
- 2 再就職に向けた就労相談会等の実施
- 3 再就職のためのセミナー等の実施
- 4 再就職マッチング事業

- 1 ワークライフバランス啓発事業
- 2 多様な働き方への意識改革のための啓発事業

II ハッピー子育てプロジェクト

1 親子が集える場づくり

- 1 子育て支援センターの拡充
- 2 屋内で思い切り遊べる施設の充実

- | | |
|-------------|--------------------------|
| 1 子育て支援センター | 2 子育て拠点施設（すまいるランド・あそぼって） |
|-------------|--------------------------|

2 親子で楽しめる公園の整備

- 1 既存公園の遊具等の整備

- | | |
|-----------|--|
| 1 公園・児童遊園 | |
|-----------|--|

3 子育て家庭へのサポートの充実

- 1 利用者支援事業の実施
- 2 産後ケア事業の実施

- | | |
|--------------------|-------------------------------|
| 1 子育てガイドブック | 11 特別支援学校児童・生徒就学費補助金 |
| 2 子育て支援情報メール | 12 特別児童扶養手当 |
| 3 児童手当 | 13 自立支援教育訓練給付金 |
| 4 児童扶養手当 | 14 高等職業訓練促進給付金 |
| 5 妊産婦医療費助成 | 15 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金 |
| 6 子ども医療費助成 | 16 多子世帯3歳未満児保育料減免、低所得者世帯副食費減免 |
| 7 ひとり親家庭等医療費助成 | 17 保育料算定時寡婦（夫）控除のみなし適用の実施 |
| 8 養育医療費助成 | 18 就学援助費 |
| 9 障がい者自立支援（育成医療）給付 | 19 奨学金奨学生の募集 |
| 10 特別支援教育就学奨励費 | 20 学びのマルシェ |

III 子ども・若者の健やかな成長プロジェクト

1 母子保健、家庭教育の充実

- 1 母子の歯科保健の充実
- 2 「眠育」（早寝、早起き）の啓発強化
- 3 乳幼児とのふれあい体験の充実

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1 妊婦健康診査 | 6 乳幼児訪問 |
| 2 妊婦歯科健診 | 7 予防接種 |
| 3 母子健康手帳 | 8 幼児期からの生活習慣病予防の啓発 |
| 4 こんにちは赤ちゃん訪問 | 9 家庭教育講座 |
| 5 乳幼児健康診査 | 10 育児講座 |

2 子どもの発育・子育て相談の充実

- 1 相談事業の充実
- 2 子育てに関する情報発信の充実

- | | |
|--------------|----------------|
| 1 10か月児健康相談会 | 2 子どもの発育・子育て相談 |
|--------------|----------------|

3 子ども・若者の社会形成、社会参加の推進

- 1 子ども・若者の意見表明機会の充実

- | | |
|-------------|------------|
| 1 青少年健全育成事業 | 3 保育ボランティア |
| 2 子どもの職業体験 | |

IV 子ども・若者支援プロジェクト

1 子ども・若者総合サポートシステムの充実

- 1 養育支援訪問事業の充実
- 2 被虐待児童及び問題行動児童の進行管理の強化
- 3 若者への支援体制の強化

- | | |
|------------------|------------|
| 1 子ども・若者総合サポート会議 | 4 青少年相談 |
| 2 家庭児童相談（虐待相談） | 5 すまいるファイル |
| 3 女性相談 | |

2 三条っ子発達応援事業の充実

- 1 年中児発達参観の全市実施
- 2 発達支援に係るコーディネーターの資質の向上

- | | |
|--------------|------------|
| 1 三条っ子発達応援事業 | 2 子ども発達ルーム |
|--------------|------------|

V 子ども・子育て応援社会プロジェクト

1 子ども・子育て家庭を支えるまちづくりの推進

- 1 関係団体への支援の強化

- | | |
|---------------|------------------|
| 1 子育て応援宣言市民運動 | 3 子育て団体・サークルへの支援 |
| 2 サンキッズカード事業 | |

2 地域における安全・安心の確保

- 1 通学路の確認

- | | |
|-----------------|--------------|
| 1 巡回指導 | 4 地域安全マップづくり |
| 2 環境浄化活動 | 5 不審者情報の共有 |
| 3 登下校時の見守りパトロール | |

第4章

第5章

計画の内容

I 子育てと仕事の両立プロジェクト

子育てと仕事が両立できる環境を充実させるため、希望する全ての子どもが教育・保育施設等で質の高い教育・保育が受けられ、就学後においても、放課後等に安心して過ごせる居場所の充実を図ります。

また、多様な働き方に対応するため、3歳未満児の保育の拡充や病児・病後児保育の充実を図るとともに、出産のために退職した女性等の再就職支援や働きやすい職場環境の充実を促進します。

加えて、家事や子育てに関しては、依然として女性への負担が大きいことから、男性の家事、子育てへの参加を促進します。

■施策1 多様なニーズに対応した保育環境等の充実

【重点取組】

No.	取組名	取組の概要	担当課
1	3歳未満児の保育の拡充	3歳未満児の保育ニーズに対応するため、認定こども園、保育園等の施設整備の実施により、3歳未満児の保育の拡充を図ります。	子育て支援課
2	病児・病後児保育の充実	病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、預けやすいように事業の充実を図ります。	子育て支援課
3	一時預かりの拡充	旧大崎中学校跡地への私立保育園の移転改築に合わせ、子育て支援センターを設置し、大崎地区における一時預かりを実施します。	子育て支援課
4	保育士確保の推進	保育士不足による年度途中入所が困難な状況が続いていることから、保育士の確保策を更に推進します。	子育て支援課・人事課

【継続の取組】

No.	取組名	担当課
1	通常保育（11時間保育）	子育て支援課
2	早朝・延長保育	子育て支援課
3	乳児保育（0歳）	子育て支援課
4	未満児保育（1・2歳）	子育て支援課
5	障がい児保育	子育て支援課
6	平日一時預かり	子育て支援課
7	休日一時保育	子育て支援課
8	ファミリーサポート支援事業	子育て支援課

■施策2 子どもの放課後等の居場所の確保

【重点取組】

No.	取組名	取組の概要	担当課
1	児童クラブの充実	子どもが安全に安心して過ごすことができるよう、老朽化した施設での実施についての統合・新設を含めた見直しを行うとともに、子どもの状態に応じた受入体制の充実を図ります。	子育て支援課
2	放課後の子どもの居場所の充実	子どもの放課後の過ごし方について、学校や地域などの多様な居場所の充実を図ります。	子育て支援課

【継続の取組】

No.	取組名	担当課
1	児童館	子育て支援課
2	児童クラブ	子育て支援課
3	放課後の学校開放による居場所活動	子育て支援課
4	放課後子ども教室	子育て支援課
5	子どもの体験交流活動	子育て支援課・生涯学習課
6	子どもの遊び場（公共施設開放）	子育て支援課

■施策3 男性の家事、子育て参加の促進

【重点取組】

No.	取組名	取組の概要	担当課
1	子育て世代に対する意識啓発の推進	家事・育児の関わり方を再認識するため、契機となる婚姻届出時に意識啓発チェックシートを配布し、男女の区別のない家事・育児に向けた働き掛けを行います。	地域経営課

【継続の取組】

No.	取組名	担当課
1	ENJOY! パパ手帳	子育て支援課

■施策4 出産のために退職した女性等の再就職支援

【重点取組】

No.	取組名	取組の概要	担当課
1	他機関と連携した就職先の紹介	ハローワーク等と連携し、女性を対象とした就職先の紹介を行います。	商工課
2	再就職に向けた就労相談会等の実施	子育て中の女性を対象にした就職に関する相談会等を実施します。	商工課
3	再就職のためのセミナー等の実施	関係機関と連携した女性向けの再就職セミナー等を実施します。	商工課・地域経営課
4	再就職マッチング事業	子育て中の女性の雇用に関する企業向けセミナーを実施し、三条おしごとナビでの子育てに優しい職場の特集、企業見学バスツアー等を実施します。	商工課

【継続の取組】

No.	取組名	担当課
1	ワークライフバランス啓発事業	商工課・地域経営課
2	多様な働き方への意識改革のための啓発事業	商工課

Ⅱ ハッピー子育てプロジェクト

本来、子育ては楽しいものであり、子育てを楽しむことが親と子どもの幸せにつながるといふ理念の下、“ハッピー子育て”を推進するため、親子で集え、楽しむことのできる場所等の充実を図ります。

また、様々な相談に対する支援や情報提供等を身近な場所で受けられるよう、子育て支援センターの拡充を図るとともに、子育て支援課における相談体制の充実を図ります。このほか、各種手当の支給や医療費助成など、子育て家庭への経済的支援を継続していきます。

■施策1 親子が集える場づくり

【重点取組】

No.	取組名	取組の概要	担当課
1	子育て支援センターの拡充	旧大崎中学校跡地への私立保育園の移転改築に合わせ、子育て支援センターを設置し、大崎地区における親子の集いの場、子育て相談や情報発信などの機能を付与します。	子育て支援課
2	屋内で思い切り遊べる施設の充実	主に小学生を中心に、季節や天候に左右されず、屋内で思い切り遊ぶことができる施設の設置について検討を進めます。	子育て支援課

【継続の取組】

No.	取組名	担当課
1	子育て支援センター	子育て支援課
2	子育て拠点施設（すまいるランド・あそぼって）	子育て支援課

■施策2 親子で楽しめる公園の整備

【重点取組】

No.	取組名	取組の概要	担当課
1	既存公園の遊具等の整備	遊具の点検を毎年実施し必要な修繕を行いつつ、大規模修繕や入替が必要な場合には、利用者の目線に立ちながら管理コストも含めたあるべき姿を検討し、必要な整備を行います。	建設課

【継続の取組】

No.	取組名	担当課
1	公園・児童遊園	建設課

■施策3 子育て家庭へのサポートの充実

【重点取組】

No.	取組名	取組の概要	担当課
1	利用者支援事業の実施	子育て世代包括支援センターを子育て支援課に設置し、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施することで、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行います。	子育て支援課
2	産後ケア事業の実施	産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない産婦及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等を実施し、産後も安心して子育てができるよう支援を行います。	子育て支援課

【継続の取組】

No.	取組名	担当課
1	子育てガイドブック	子育て支援課
2	子育て支援情報メール	子育て支援課
3	児童手当	子育て支援課
4	児童扶養手当	子育て支援課
5	妊産婦医療費助成	子育て支援課
6	子ども医療費助成	子育て支援課
7	ひとり親家庭等医療費助成	子育て支援課
8	養育医療費助成	子育て支援課
9	障がい者自立支援医療（育成医療）給付	子育て支援課
10	特別支援教育就学奨励費	小中一貫教育推進課
11	特別支援学校児童・生徒就学費補助金	小中一貫教育推進課
12	特別児童扶養手当	福祉課
13	自立支援教育訓練給付金	子育て支援課
14	高等職業訓練促進給付金	子育て支援課
15	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	子育て支援課
16	多子世帯3歳未満児保育料減免、低所得者世帯副食費減免	子育て支援課
17	保育料算定時の寡婦（夫）控除のみなし適用の実施	子育て支援課
18	就学援助費	小中一貫教育推進課
19	奨学金奨学生の募集	小中一貫教育推進課
20	学びのマルシェ	小中一貫教育推進課

Ⅲ 子ども・若者の健やかな成長プロジェクト

次代を担う子ども・若者の健やかな成長のため、母子の歯科保健の充実や眠育の啓発強化を継続するとともに、子育て中の保護者の不安や悩みに対応するため、相談事業や情報発信の充実を図ります。

また、子ども・若者が社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人として自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになるため、子ども・若者の意見表明機会の充実を図ることで、子ども・若者の社会形成、社会参加の推進を図ります。

■施策1 母子保健、家庭教育の充実

【重点取組】

No.	取組名	取組の概要	担当課
1	母子の歯科保健の充実	う蝕予防を継続的に実施することにより、母子の歯科保健の充実を図るため、更なるフッ化物洗口の実施を検討します。	子育て支援課・小中一貫教育推進課
2	「眠育」（早寝、早起き）の啓発強化	幼児期から十分な睡眠をとり、正しい生活リズムを身につける「眠育」（早寝、早起き）を推進するため、モデル地区の拡充を進めます。	子育て支援課
3	乳幼児とのふれあい体験の充実	子どもとの接点が少ない、これから親となる若い世代に対し、家庭教育講座等を活用し乳幼児とふれあう機会を設け、子育てについて学習する機会の充実を図ります。	子育て支援課

【継続の取組】

No.	取組名	担当課
1	妊婦健康診査	子育て支援課
2	妊婦歯科健診	子育て支援課
3	母子健康手帳	子育て支援課
4	こんにちは赤ちゃん訪問	子育て支援課
5	乳幼児健康診査	子育て支援課
6	乳幼児訪問	子育て支援課
7	予防接種	子育て支援課
8	幼児期からの生活習慣病予防の啓発	子育て支援課
9	家庭教育講座	子育て支援課
10	育児講座	子育て支援課

■施策2 子どもの発育・子育て相談の充実

【重点取組】

No.	取組名	取組の概要	担当課
1	相談事業の充実	子育ての悩みに柔軟に対応するため、来所による相談に加え、保護者団体等への積極的な出張相談を行います。	子育て支援課
2	子育てに関する情報発信の充実	ホームページや子育て支援情報メール等を活用し、より効果的な情報発信を進めます。	子育て支援課

【継続の取組】

No.	取組名	担当課
1	10か月児健康相談会	子育て支援課
2	子どもの発育・子育て相談	子育て支援課

■施策3 子ども・若者の社会形成、社会参加の推進

【重点取組】

No.	取組名	取組の概要	担当課
1	子ども・若者の意見表明機会の充実	子ども・若者の社会参加意識を高めるため、学生や若者が積極的に意見表明できる機会の充実を図ります。	子育て支援課

【継続の取組】

No.	取組名	担当課
1	青少年健全育成事業	子育て支援課・生涯学習課
2	子どもの職業体験	商工課
3	保育ボランティア	子育て支援課

IV 子ども・若者支援プロジェクト

被虐待、発達障がいを含む全ての障がい、不登校、ひきこもりなど問題を抱える子ども・若者に対する支援を更に推進するため、子ども・若者総合サポートシステムや三条っ子発達応援事業の充実を図ります。

■施策1 子ども・若者総合サポートシステムの充実

【重点取組】

No.	取組名	取組の概要	担当課
1	養育支援訪問事業の充実	妊娠、出産、育児期に養育支援を必要とする家庭に、助産師が訪問し、きめ細かな相談や支援を実施します。また、必要に応じて家族の支援が得られない場合（多子出産など）における家事支援も実施します。	子育て支援課
2	被虐待児童及び問題行動児童の進行管理の強化	被虐待や問題行動等、特別な支援が必要な子どもの早期の発見・対応ときめ細かな支援を継続的に実施します。	子育て支援課・小中一貫教育推進課
3	若者への支援体制の強化	対象者の掘り起しから相談対応の後、居場所や通いの場への誘導と、学習、就労支援までつながる若者への一貫した支援の強化を図ります。	子育て支援課

【継続の取組】

No.	取組名	担当課
1	子ども・若者総合サポート会議	子育て支援課
2	家庭児童相談（虐待相談）	子育て支援課
3	女性相談	子育て支援課
4	青少年相談	子育て支援課
5	すまいるファイル	子育て支援課

■施策2 三条っ子発達応援事業の充実

【重点取組】

No.	取組名	取組の概要	担当課
1	年中児発達参観の全市実施	子どもの育ちや個性に早期に気づくための「年中児発達参観」を全ての保育所・幼稚園等を対象に実施します。	子育て支援課
2	発達支援に係るコーディネーターの資質の向上	各保育所・幼稚園等における「発達支援コーディネーター」の資質向上を図り、引き続き子ども一人一人の育ちや個性を把握し、適切な指導を実施できる体制を堅持します。	子育て支援課

【継続の取組】

No.	取組名	担当課
1	三条っ子発達応援事業	子育て支援課・小中一貫教育推進課
2	子ども発達ルーム	子育て支援課

V 子ども・子育て応援社会プロジェクト

子ども・若者の最善の利益を尊重し、子ども・若者は大人と共に生きるパートナーであるという理念の下、子ども・若者が健やかに成長することができる活力ある地域社会を実現させるため、社会全体で子ども・若者・子育て家庭を応援する機運を醸成するとともに、地域の安全・安心の確保を図ります。

■施策1 子ども・子育て家庭を支えるまちづくりの推進

【重点取組】

No.	取組名	取組の概要	担当課
1	関係団体への支援の強化	青少年育成関係団体（青少年育成市民会議、青少年指導委員会、子ども会連合会）の事務局業務を継続するとともに、実施事業に対する周知を中心とした情報発信に努めます。	子育て支援課・小中一貫教育推進課

【継続の取組】

No.	取組名	担当課
1	子育て応援宣言市民運動	子育て支援課
2	サンキッズカード事業	子育て支援課
3	子育て団体・サークルへの支援	子育て支援課

■施策2 地域における安全・安心の確保

【重点取組】

No.	取組名	取組の概要	担当課
1	通学路の確認	通学路安全推進会議等において、小中学校の通学路の安全点検を行うとともに、安全対策について協議し、ソフト、ハード両面で危険箇所の改善策を講じます。	建設課・小中一貫教育推進課

【継続の取組】

No.	取組名	担当課
1	巡回指導	子育て支援課
2	環境浄化活動	子育て支援課
3	登下校時の見守りパトロール	小中一貫教育推進課
4	地域安全マップづくり	環境課・小中一貫教育推進課
5	不審者情報の共有	環境課・小中一貫教育推進課・子育て支援課

第6章

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の展開

1 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度をいいます。制度の主な内容は次のとおりです。

- (1) 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- (2) 認定こども園制度の改善
- (3) 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
- (4) 市町村が実施主体
- (5) 社会全体による費用負担（消費税率の引き上げによる財源の確保）

2 三条市こども未来委員会の設置

三条市では、新制度の実施に関し審議を行うため、平成26年3月に「三条市こども未来委員会条例」を制定、同年4月に「三条市こども未来委員会」を設置し、子ども・子育てに関わる現状を把握し今後の計画や様々な施策を考える場としています。

3 事業体系

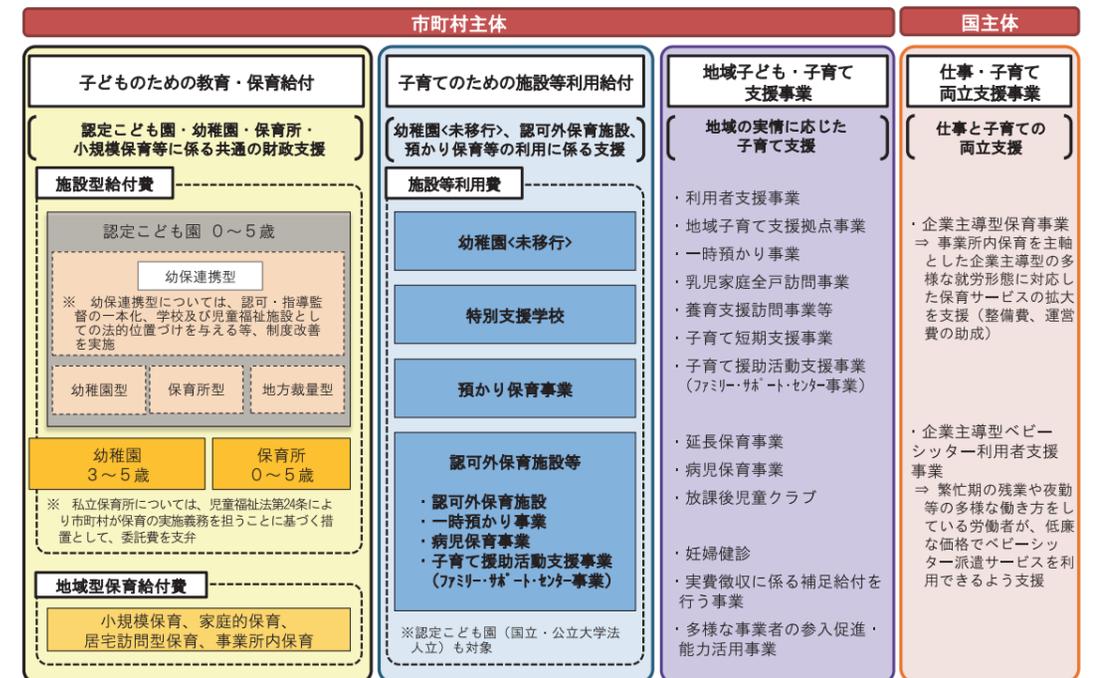
(1) 幼児期の教育・保育の提供

小学校就学前の施設として、幼稚園、保育所及び認定こども園への「施設型給付」及び小規模保育事業等への「地域型保育給付」(*)が創設され、別々に行われていた財政支援の仕組みが共通化されました。

また、令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化のスタートとともに、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

※地域型保育給付

- 小規模保育（認可定員6～19人）、家庭的保育（認可定員5人以下）
- 居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅において保育を提供）
- 事業所内保育（主に従業員のほか、地域の保育を必要とする子どもに保育を提供）



資料:内閣府

○幼児教育・保育等の質の確保及び向上について

幼児教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で極めて重要であり、全ての子どもが健やかに成長するうえでその質の確保・向上に努めるとともに、育ちのつながりに着目し、小学校へ適切につなぐことが大切です。

そこで、三条市では、幼稚園、保育所（園）、認定こども園及び小学校の連携を深め、小学校との円滑な接続を推進しながら、幼児教育・保育等の質の確保及び向上のため「幼児教育推進プラン」を策定しています。

具体的には、幼保小連携会議を設置するとともに、幼保小連携推進員を子育て支援課に配置し、幼保小の連携活動の推進や職員の資質向上のための研修等の充実を図っており、引き続きこのプランに基づいて取組を進めていきます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法では、地域に根差した総合的な子育て支援体制の充実を図ることとして、三条市においても、国の定める下表の13事業のうち、地域の実情に応じた子ども・子育て支援に取り組みます。

No.	事業名
1	利用者支援事業
2	一時預かり事業
3	放課後児童健全育成事業（児童クラブ）
4	地域子育て支援拠点事業
5	妊婦健康診査
6	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
7	養育支援訪問事業
8	子育て短期支援事業
9	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
10	延長保育事業
11	病児・病後児保育事業
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

4 子ども・子育て支援法の給付と子どもの認定区分

子ども・子育て支援法では、保護者からの申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

(1) 子どものための教育・保育給付 …施設型給付費、地域型保育給付費等の支給

認定区分	支給要件	保育必要量（内容）	利用先
1号認定	満3歳以上の就学前の子どもであって、2号認定以外のもの	教育標準時間 ※1	幼稚園（新制度移行） 認定こども園
2号認定	満3歳以上の就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病等により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育短時間 ※2 保育標準時間 ※3	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満の子どもであって、保護者の労働又は疾病等により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育短時間 ※2 保育標準時間 ※3	保育所、認定こども園、 地域型保育事業

※1 教育標準時間：1日4時間程度の教育

※2 保育短時間：1日最長8時間の保育

※3 保育標準時間：1日最長11時間の保育（三条市：1日最長12時間の保育）

(2) 施設等利用給付認定

認定区分	支給要件	利用先
新1号認定	満3歳以上の就学前の子どもであって、新2号認定・新3号認定以外のもの	幼稚園（新制度未移行）、特別支援学校等
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、住民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

5 教育・保育の提供区域の設定

幼児期の教育・保育及び子育て支援サービスの提供区域の設定にあたっては、三条市の地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件を踏まえ、保育サービスを身近な地域で利用できること及び基盤整備上の柔軟性を総合的に勘案し、区域設定を次のとおりとします。

なお、この設定区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要量を見込むためのものであり、区域ごとに各施設・事業等の利用が制限されるものではありません。

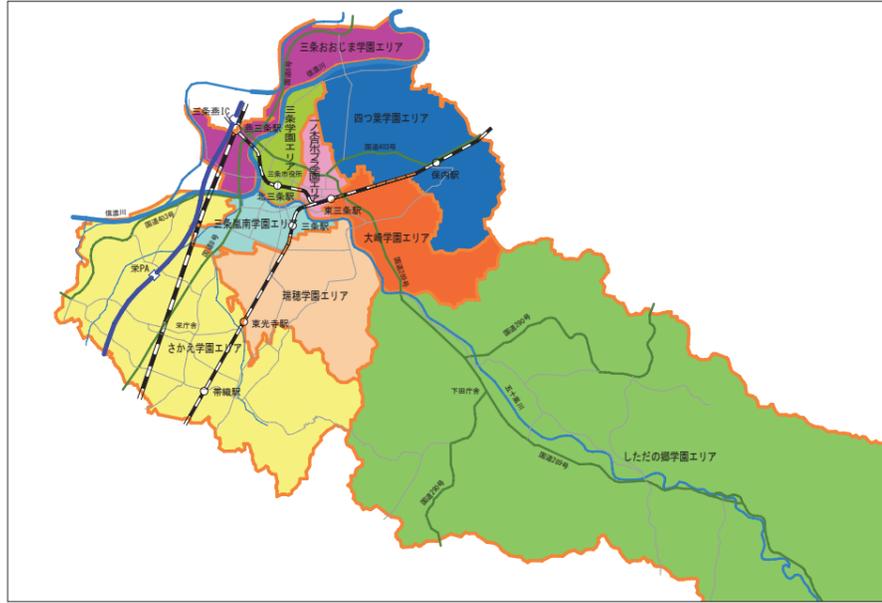
(1) 教育・保育施設、地域型保育事業の提供区域

認定区分	区域
1号認定（幼稚園、認定こども園）	9区域 ※
2号認定（保育所、認定こども園）	
3号認定（保育所、認定こども園、地域型保育事業）	

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

No.	事業名	区域
1	利用者支援事業	市全域
2	一時預かり事業	市全域
3	放課後児童健全育成事業（児童クラブ）	16区域（小学校区を基本）
4	地域子育て支援拠点事業	市全域
5	妊婦健康診査	市全域
6	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	市全域
7	養育支援訪問事業	市全域
8	子育て短期支援事業	市全域
9	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	-
10	延長保育事業	9区域 ※
11	病児・病後児保育事業	市全域
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域

※9区域（学園単位）：三条嵐南学園、一ノ木戸ポプラ学園、三条学園、四つ葉学園、瑞穂学園、三条おおじま学園、大崎学園、さかえ学園、しただの郷学園の各学園単位のエリアを指す。



6 教育・保育の量の見込みと確保方策

1～3号の認定区分及び教育・保育提供区域ごとに設定した「量の見込み（入所児童数）」は、平成30年度に実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の結果や現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況等を総合的に勘案して設定し、それに対応するための教育・保育施設及び地域型保育事業による「確保方策（施設の定員）」（確保の内容及び実施時期）を設定しました。

(1) 教育・保育施設全体

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	合計	3,170人	3,132人	3,045人	2,990人	2,913人	
	1号 満3歳～5歳児	233人	227人	222人	217人	210人	
	2号 3歳児～5歳児	1,815人	1,803人	1,730人	1,690人	1,625人	
	3号 0歳児	190人	190人	190人	190人	190人	
	1・2歳児	932人	912人	903人	893人	888人	
確保方策	合計	3,526人	3,530人	3,530人	3,530人	3,530人	
	幼稚園	1号	195人	150人	150人	150人	150人
	認定こども園	1号	145人	175人	175人	175人	175人
		2号	130人	155人	155人	155人	155人
	保育所	2・3号	3,020人	3,020人	3,020人	3,020人	3,020人
	地域型保育事業	3号	36人	30人	30人	30人	30人

(2) 1号認定（教育）

幼稚園及び認定こども園において、教育標準時間認定を受けた満3歳～5歳児の教育を行います。

《市全域》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
量の見込み	一ノ木戸ポプラ学園	95人	94人	92人	89人	87人			
	三条学園	88人	86人	85人	82人	79人			
	瑞穂学園	36人	32人	31人	33人	32人			
	大崎学園	14人	15人	14人	13人	12人			
	合計①	233人	227人	222人	217人	210人			
確保方策		幼稚園	認定こども園	幼稚園	認定こども園	幼稚園	認定こども園		
	一ノ木戸ポプラ学園	150人	-	105人	30人	105人	30人	105人	30人
	三条学園	45人	75人	45人	75人	45人	75人	45人	75人
	瑞穂学園	-	55人	-	55人	-	55人	-	55人
	大崎学園	-	15人	-	15人	-	15人	-	15人
	小計	195人	145人	150人	175人	150人	175人	150人	175人
合計②	340人	325人	325人	325人	325人	325人			
② - ①		107人	98人	103人	108人	115人			

認定こども園：R2認可外保育施設15人増、R3私立幼稚園15人減

三条市内の幼稚園は、全て私立の幼稚園であり、今後、認定こども園に移行する幼稚園も含め、入園希望者が全員入園できる定員であるため、量の見込みに対する確保量が不足するということは想定していません。

(3) 2号認定（保育）

保育所、認定こども園、地域型保育事業において、保育認定を受けた3歳児～5歳児の保育を行います。

《市全域》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	①	1,815人	1,803人	1,730人	1,690人	1,625人
	認定こども園	75人	90人	90人	90人	90人
	保育所	1,967人	1,967人	1,967人	1,967人	1,967人
確保方策	合計②	2,042人	2,057人	2,057人	2,057人	2,057人
② - ①		227人	254人	327人	367人	432人

《三条嵐南学園エリア》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	①	366人	364人	348人	340人	328人
	認定こども園	-	-	-	-	-
	保育所	383人	383人	383人	383人	383人
確保方策	合計②	383人	383人	383人	383人	383人
② - ①		17人	19人	35人	43人	55人

《一ノ木戸ポプラ学園エリア》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①		217人	215人	208人	202人	193人
確保 方策	認定こども園	-	15人	15人	15人	15人
	保育所	209人	209人	209人	209人	209人
	合計 ②	209人	224人	224人	224人	224人
② - ①		▲8人	9人	16人	22人	31人

認定こども園：R3私立幼稚園（小規模保育事業）の認定こども園化による15人増

《三条学園エリア》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①		172人	171人	164人	161人	154人
確保 方策	認定こども園	24人	24人	24人	24人	24人
	保育所	174人	174人	174人	174人	174人
	合計 ②	198人	198人	198人	198人	198人
② - ①		26人	27人	34人	37人	44人

《四つ葉学園エリア》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①		211人	209人	201人	197人	189人
確保 方策	認定こども園	-	-	-	-	-
	保育所	315人	315人	315人	315人	315人
	合計 ②	315人	315人	315人	315人	315人
② - ①		104人	106人	114人	118人	126人

《瑞穂学園エリア》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①		199人	198人	190人	185人	178人
確保 方策	認定こども園	45人	45人	45人	45人	45人
	保育所	158人	158人	158人	158人	158人
	合計 ②	203人	203人	203人	203人	203人
② - ①		4人	5人	13人	18人	25人

《三条おおじま学園エリア》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①		60人	59人	57人	56人	53人
確保 方策	認定こども園	-	-	-	-	-
	保育所	90人	90人	90人	90人	90人
	合計 ②	90人	90人	90人	90人	90人
② - ①		30人	31人	33人	34人	37人

《大崎学園エリア》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①		223人	222人	212人	208人	200人
確保 方策	認定こども園	6人	6人	6人	6人	6人
	保育所	222人	222人	222人	222人	222人
	合計 ②	228人	228人	228人	228人	228人
② - ①		5人	6人	16人	20人	28人

認定こども園：R2認可外保育施設の認定こども園化による6人増

《さかえ学園エリア》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①		194人	191人	184人	180人	173人
確保 方策	認定こども園	-	-	-	-	-
	保育所	217人	217人	217人	217人	217人
	合計 ②	217人	217人	217人	217人	217人
② - ①		23人	26人	33人	37人	44人

《ただの郷学園エリア》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①		173人	174人	166人	161人	157人
確保 方策	認定こども園	-	-	-	-	-
	保育所	199人	199人	199人	199人	199人
	合計 ②	199人	199人	199人	199人	199人
② - ①		26人	25人	33人	38人	42人

各地域において、量の見込みが確保方策を上回る年度については、定員の弾力運用による児童の受け入れや隣接する地域の保育所等での受け入れにより、量の確保に努めます。

(4) 3号認定（保育）

保育所、認定こども園、地域型保育事業において、保育認定を受けた0歳児～2歳児の保育を行います。

《市全域》

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		0歳	1・2歳								
量の見込み ①		190人	932人	190人	912人	190人	903人	190人	893人	190人	888人
確保 方策	認定こども園	7人	48人	7人	58人	7人	58人	7人	58人	7人	58人
	保育所	193人	860人								
	地域型保育事業	10人	26人	10人	20人	10人	20人	10人	20人	10人	20人
合計 ②		210人	934人	210人	938人	210人	938人	210人	938人	210人	938人
② - ①		20人	2人	20人	26人	20人	35人	20人	45人	20人	50人

《三条嵐南学園エリア》

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		0歳	1・2歳								
量の見込み ①		49人	209人	49人	204人	49人	202人	49人	200人	49人	199人
確保 方策	認定こども園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	保育所	38人	159人								
	地域型保育事業	10人	20人								
合計 ②		48人	179人								
② - ①		▲1人	▲30人	▲1人	▲25人	▲1人	▲23人	▲1人	▲21人	▲1人	▲20人

《一ノ木戸ポプラ学園エリア》

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		0歳	1・2歳								
量の見込み ①		28人	111人	28人	109人	28人	108人	28人	107人	28人	106人
確保 方策	認定こども園	-	-	-	10人	-	10人	-	10人	-	10人
	保育所	26人	95人								
	地域型保育事業	-	6人	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計 ②	26人	101人	26人	105人	26人	105人	26人	105人	26人	105人
② - ①		▲2人	▲10人	▲2人	▲4人	▲2人	▲3人	▲2人	▲2人	▲2人	▲1人

認定こども園：R3私立幼稚園（小規模保育事業）の認定こども園化による4人増

《三条学園エリア》

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		0歳	1・2歳								
量の見込み ①		18人	91人	18人	89人	18人	88人	18人	87人	18人	87人
確保 方策	認定こども園	3人	18人								
	保育所	13人	83人								
	地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計 ②	16人	101人								
② - ①		▲2人	10人	▲2人	12人	▲2人	13人	▲2人	14人	▲2人	14人

《四つ葉学園エリア》

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		0歳	1・2歳								
量の見込み ①		19人	109人	19人	107人	19人	106人	19人	105人	19人	104人
確保 方策	認定こども園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	保育所	27人	118人								
	地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計 ②	27人	118人								
② - ①		8人	9人	8人	11人	8人	12人	8人	13人	8人	14人

《瑞穂学園エリア》

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		0歳	1・2歳								
量の見込み ①		8人	83人	8人	81人	8人	80人	8人	79人	8人	79人
確保 方策	認定こども園	4人	26人								
	保育所	12人	70人								
	地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計 ②	16人	96人								
② - ①		8人	13人	8人	15人	8人	16人	8人	17人	8人	17人

《三条おおじま学園エリア》

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		0歳	1・2歳								
量の見込み ①		5人	31人	5人	31人	5人	30人	5人	30人	5人	30人
確保 方策	認定こども園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	保育所	6人	34人								
	地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計 ②	6人	34人								
② - ①		1人	3人	1人	3人	1人	4人	1人	4人	1人	4人

《大崎学園エリア》

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		0歳	1・2歳								
量の見込み ①		32人	134人	32人	131人	32人	130人	32人	128人	32人	127人
確保 方策	認定こども園	-	4人								
	保育所	35人	123人								
	地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計 ②	35人	127人								
② - ①		3人	▲7人	3人	▲4人	3人	▲3人	3人	▲1人	3人	0人

認定こども園：R2認可外保育施設の認定こども園化による4人増

《さかえ学園エリア》

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		0歳	1・2歳								
量の見込み ①		14人	89人	14人	87人	14人	86人	14人	85人	14人	84人
確保 方策	認定こども園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	保育所	19人	84人								
	地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計 ②	19人	84人								
② - ①		5人	▲5人	5人	▲3人	5人	▲2人	5人	▲1人	5人	0人

《しただの郷学園エリア》

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		0歳	1・2歳								
量の見込み ①		17人	75人	17人	73人	17人	73人	17人	72人	17人	72人
確保 方策	認定こども園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	保育所	17人	94人								
	地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計 ②	17人	94人								
② - ①		0人	19人	0人	21人	0人	21人	0人	22人	0人	22人

各地域において、量の見込みが確保方策を上回る年度については、定員の弾力運用による児童の受け入れや隣接する地域の保育所等での受け入れにより、量の確保に努めます。

7 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子育て中の親子や妊婦等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で当事者目線の寄り添い型の支援を実施する事業（基本型）と、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築する事業（母子保健型）があります。

《 市全域 》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	基本型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	基本型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

本事業については、令和2年度に子育て支援課内に母子保健型を1か所整備する予定です。
 なお、基本型については実施せず、子育て支援課（子どもの育ちサポートセンター）、市内の子育て支援センター及び子育て拠点施設において実施している相談対応等の充実を図ります。

(2) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。三条市では、7か所の子育て支援センターにおいて実施しています。

《 市全域 》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		2,316人	2,220人	2,154人	2,088人	2,028人
確保方策		6,804人	7,290人	7,776人	7,776人	7,776人
		7か所	8か所	8か所	8か所	8か所

令和3年度に新たな子育て支援センターを開設し、当該施設での一時預かり事業を実施します。子育て支援センターの一時預かりについては、受入体制には余裕がありニーズ量をカバーできるため、引き続き事業を継続していきます。
 なお、幼稚園における在園児を対象とした一時預かりについては、各施設の意向を踏まえ、引き続き私学助成（預かり保育推進事業）による預かり保育で対応していきます。

(3) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

《 一ノ木戸小学校（一ノ木戸・ポプラ児童クラブ） 》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	1年生	43人	42人	37人	39人	34人
	2年生	35人	31人	31人	27人	29人
	3年生	26人	28人	25人	24人	22人
	4年生	13人	10人	11人	10人	10人
	5年生	0人	0人	0人	0人	0人
	6年生	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策②		118人	118人	118人	118人	118人
② - ①		1人	7人	14人	18人	23人

《 嵐南小学校（嵐南児童クラブ） 》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	1年生	51人	58人	58人	53人	59人
	2年生	70人	54人	63人	62人	57人
	3年生	41人	48人	38人	43人	43人
	4年生	21人	18人	21人	17人	19人
	5年生	0人	0人	0人	0人	0人
	6年生	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策②		211人	211人	211人	211人	211人
② - ①		28人	33人	31人	36人	33人

《 裏館小学校（裏館児童クラブ） 》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	1年生	28人	30人	23人	23人	25人
	2年生	34人	26人	28人	21人	21人
	3年生	37人	36人	27人	29人	22人
	4年生	18人	22人	22人	16人	18人
	5年生	0人	0人	0人	0人	0人
	6年生	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策②		91人	91人	91人	91人	91人
② - ①		▲26人	▲23人	▲9人	2人	5人

≪上林小学校（上林児童クラブ）≫

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	33人	34人	41人	47人	42人
1年生	16人	15人	16人	18人	12人
2年生	3人	6人	6人	6人	7人
3年生	10人	7人	15人	14人	15人
4年生	4人	6人	4人	9人	8人
5年生	0人	0人	0人	0人	0人
6年生	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策②	44人	44人	44人	44人	44人
② - ①	11人	10人	3人	▲3人	2人

≪井栗小学校（井栗児童クラブ）≫

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	73人	81人	79人	83人	78人
1年生	31人	31人	24人	33人	25人
2年生	22人	29人	29人	22人	30人
3年生	14人	15人	20人	20人	15人
4年生	6人	6人	6人	8人	8人
5年生	0人	0人	0人	0人	0人
6年生	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策②	80人	80人	80人	80人	80人
② - ①	7人	▲1人	1人	▲3人	2人

≪旭小学校（旭児童クラブ）≫

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	18人	12人	12人	18人	15人
1年生	6人	2人	5人	7人	4人
2年生	4人	6人	2人	5人	8人
3年生	1人	1人	1人	1人	1人
4年生	7人	3人	4人	5人	2人
5年生	0人	0人	0人	0人	0人
6年生	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策②	14人	14人	14人	14人	14人
② - ①	▲4人	2人	2人	▲4人	▲1人

≪西鱈田小学校（西鱈田児童クラブ）≫

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	32人	32人	36人	37人	36人
1年生	10人	10人	15人	10人	10人
2年生	12人	13人	12人	18人	13人
3年生	9人	8人	8人	8人	12人
4年生	1人	1人	1人	1人	1人
5年生	0人	0人	0人	0人	0人
6年生	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策②	48人	48人	48人	48人	48人
② - ①	16人	16人	12人	11人	12人

≪月岡小学校（月岡・つくし児童クラブ）≫

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	54人	45人	43人	44人	39人
1年生	25人	15人	21人	21人	15人
2年生	20人	20人	12人	16人	16人
3年生	7人	8人	8人	5人	7人
4年生	2人	2人	2人	2人	1人
5年生	0人	0人	0人	0人	0人
6年生	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策②	73人	73人	73人	73人	73人
② - ①	19人	28人	30人	29人	34人

≪大崎学園（大崎児童クラブ）≫

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	190人	180人	183人	157人	164人
1年生	66人	53人	65人	41人	61人
2年生	52人	52人	42人	51人	32人
3年生	54人	56人	56人	45人	55人
4年生	18人	19人	20人	20人	16人
5年生	0人	0人	0人	0人	0人
6年生	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策②	163人	163人	163人	163人	163人
② - ①	▲27人	▲17人	▲20人	6人	▲1人

≪保内小学校（保内児童クラブ）≫

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	31人	30人	29人	28人	29人
1年生	4人	4人	4人	4人	5人
2年生	11人	9人	10人	10人	9人
3年生	7人	6人	5人	6人	6人
4年生	9人	11人	10人	8人	9人
5年生	0人	0人	0人	0人	0人
6年生	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策②	42人	42人	42人	42人	42人
② - ①	11人	12人	13人	14人	13人

≪大島小学校（大島児童クラブ）≫

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	17人	21人	20人	20人	20人
1年生	4人	5人	6人	6人	5人
2年生	5人	3人	3人	4人	4人
3年生	5人	9人	5人	6人	7人
4年生	3人	4人	6人	4人	4人
5年生	0人	0人	0人	0人	0人
6年生	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策②	20人	20人	20人	20人	20人
② - ①	3人	▲1人	0人	0人	0人

《須頃小学校（須頃クラブ）》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	45人	41人	43人	42人	54人
1年生	8人	11人	11人	14人	20人
2年生	19人	11人	14人	14人	18人
3年生	6人	10人	5人	7人	7人
4年生	12人	9人	13人	7人	9人
5年生	0人	0人	0人	0人	0人
6年生	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策②	45人	45人	45人	45人	45人
② - ①	0人	4人	2人	3人	▲9人

《栄中央小学校（さかえ児童クラブ）》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	54人	53人	43人	45人	40人
1年生	16人	21人	11人	18人	14人
2年生	13人	10人	13人	7人	11人
3年生	15人	13人	11人	14人	7人
4年生	10人	9人	8人	6人	8人
5年生	0人	0人	0人	0人	0人
6年生	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策②	57人	57人	57人	57人	57人
② - ①	3人	4人	14人	12人	17人

《栄北・大面小学校（いちい児童クラブ）》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	46人	44人	39人	33人	29人
1年生	20人	20人	17人	14人	11人
2年生	11人	9人	9人	7人	7人
3年生	10人	10人	8人	8人	7人
4年生	5人	5人	5人	4人	4人
5年生	0人	0人	0人	0人	0人
6年生	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策②	46人	46人	46人	46人	46人
② - ①	0人	2人	7人	13人	17人

《長沢・笹岡・大浦小学校（長沢児童クラブ）》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	35人	36人	35人	31人	29人
1年生	16人	16人	16人	10人	12人
2年生	10人	9人	9人	10人	7人
3年生	9人	11人	10人	11人	10人
4年生	0人	0人	0人	0人	0人
5年生	0人	0人	0人	0人	0人
6年生	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策②	43人	43人	43人	43人	43人
② - ①	8人	7人	8人	12人	14人

《森町・飯田小学校（飯田児童クラブ）》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	22人	21人	21人	20人	19人
1年生	8人	7人	8人	6人	6人
2年生	7人	8人	7人	8人	6人
3年生	5人	4人	4人	4人	5人
4年生	2人	2人	2人	2人	2人
5年生	0人	0人	0人	0人	0人
6年生	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策②	28人	28人	28人	28人	28人
② - ①	6人	7人	7人	8人	9人

三条市では、小学校区を基本に16区域に児童クラブを設置しています。小学1年生から4年生までの児童の受入れを行っており、5年生以上は個々の事情に応じて受入れを行っています。今後も現体制を維持し、必要に応じて施設整備等を行い、量の確保や受入体制の充実に努めます。

また、放課後子ども教室については、現在の5か所での実施を継続しつつ、地域の実情に応じた展開を図っていきます。三条市においては、児童クラブと一体的な実施は行っていませんが、引き続き放課後の子どもの居場所事業として実施してまいります。

（4）地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う事業です。三条市では、2か所の子育て拠点施設と7か所の子育て支援センターで実施しています。

《市全域》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	子育て拠点施設	80,240人	78,090人	76,280人	73,600人	71,640人
	子育て支援センター	19,900人	20,810人	21,760人	21,130人	20,460人
	合計①	100,140人	98,900人	98,040人	94,730人	92,100人
確保方策	子育て拠点施設 2か所	67,200人	67,200人	67,200人	67,200人	67,200人
	子育て支援センター 7か所	34,020人	36,450人	38,880人	38,880人	38,880人
	合計②	101,220人 9か所	103,650人 10か所	106,080人 10か所	106,080人 10か所	106,080人 10か所
② - ①	1,080人	4,750人	8,040人	11,350人	13,980人	

地域子育て支援拠点事業は、平成30年度に年間延べ約102,500人の利用実績があり、乳幼児を持つ保護者には不可欠な事業です。

今後は、利用者がより身近な場所で利用できるよう、大崎学園エリアにおける新たな子育て支援センターの設置や利用者増加につながるPR方法の検討等を行い、本事業の活性化を図ります。

(5) 妊婦健康診査

妊婦に対して妊娠初期から分娩までの間、健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠、出産に役立てるため、必要に応じて健康診査を行う事業です。

≪ 市全域 ≫

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	7,122人	6,941人	6,688人	6,507人	6,290人
確保量・確保方策	実施場所：三条市が指定する医療機関等 検査項目：妊婦一般健康診査の項目（健康状態の把握等）及び各種医学的検査（血液検査等） 実施時期：①妊娠初期～妊娠23週：4週間に1回 ②妊娠24～35週：2週間に1回 ③妊娠36週～分娩：1週間に1回				

※量の見込みについては、一人当たりの健診回数に見込まれる人数を乗じたもの。

近年、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあることから、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦健康診査の重要性が一層高まっています。

妊娠届受理時に、母子健康手帳と併せて妊婦健康診査助成券を交付し、妊婦健康診査委託契約機関にて定期的な妊婦健康診査の受診を勧めます。

(6) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

≪ 市全域 ≫

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	591人	576人	555人	540人	522人
確保方策	実施体制：助産師、看護師等による家庭訪問 実施機関：子育て支援課				

産婦・乳児訪問指導において、出産後2か月までの希望があった乳児とその母に対し助産師が訪問し、母子の健康状態の確認及び育児指導、産後うつ・育児不安に関する相談指導等を行い、あわせて虐待の早期発見に努めます。

また、産婦・乳児訪問指導の希望がなかった家庭については、看護師等が乳児訪問を行い、様々な悩みや不安を聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び相談を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。

(7) 養育支援訪問事業

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭等で、養育支援が必要な家庭を対象に、保護者の育児、家事等の能力を向上させるため、相談や育児・家事支援を行う事業です。

≪ 市全域 ≫

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	50人	50人	50人	50人	50人
確保方策	実施体制：助産師等による家庭訪問 ：子育て支援者、ヘルパー等による家庭訪問 実施機関：子育て支援課				

若年妊婦や精神的疾患等がある妊婦に対して、妊娠・出産・育児への不安を感じる妊娠期から出産後間もない時期に家庭に助産師等が訪問し、適切な助言をするとともに、関係機関との連携をすることにより、育児の孤立を防いで子どもの虐待を予防します。また、育児・家事支援が必要と認められる家庭へ支援者を派遣し、育児等の能力向上を図ります。

(8) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、児童の養育が一時的に困難になった場合等に児童養護施設などで一時的に児童を預かる事業です。

三条市には、ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業の受入れ可能施設がないため、利用希望があった場合は児童相談所による一時保護や里親委託で対応しています。今後についても、これまでと同様に対応していきます。

(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

ファミリー・サポート・センター事業は、子育ての援助をしてほしい方と、子育ての援助をしたい方が会員となり、仕事と子育ての両立できる環境等を整備し、地域の中で子どもたちが健やかに育つように会員組織による地域の助けあい活動をする制度です。

三条市では、事業実施について検討した結果、民間団体において同様のサービスが提供されていることから、本事業については実施しないこととし、従来どおり、各団体におけるサービス提供者の養成及びスキルアップのための講座実施による支援を継続していきます。

(10) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日等において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業です。

≪三条嵐南学園エリア≫

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	66人	64人	63人	62人	61人
確保方策	610人	610人	610人	610人	610人
	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

≪一ノ木戸ポプラ学園エリア≫

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	33人	36人	35人	34人	33人
確保方策	336人	355人	355人	355人	355人
	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

≪三条学園エリア≫

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	35人	35人	34人	33人	32人
確保方策	315人	315人	315人	315人	315人
	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

≪四つ葉学園エリア≫

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	47人	47人	46人	45人	44人
確保方策	460人	460人	460人	460人	460人
	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

≪瑞穂学園エリア≫

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	43人	43人	42人	41人	40人
確保方策	315人	315人	315人	315人	315人
	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

≪三条おおじま学園エリア≫

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	23人	22人	20人	19人	18人
確保方策	130人	130人	130人	130人	130人
	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

≪大崎学園エリア≫

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	38人	38人	37人	36人	35人
確保方策	390人	390人	390人	390人	390人
	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

≪さかえ学園エリア≫

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	28人	27人	26人	25人	24人
確保方策	320人	320人	320人	320人	320人
	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

≪しただの郷学園エリア≫

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	27人	26人	25人	24人	23人
確保方策	310人	310人	310人	310人	310人
	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

≪市全域≫

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	340人	338人	328人	319人	310人
確保方策	3,186人	3,205人	3,205人	3,205人	3,205人
	31か所	31か所	31か所	31か所	31か所

三条市では、市内の全ての保育所で延長保育事業を実施しています。

今後も、保育時間のニーズを把握し、希望者に対し延長保育事業を行っていきます。

(11) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気又は病気回復期にあるため集団保育が困難かつ保護者の事情により家庭で保育できない児童を医療機関等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

≪市全域≫

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人
確保方策	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人
	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

三条市では、済生会三条病院附属保育園たんぽぽ内の病児・病後児保育ルーム「なのはな」において実施しています。現状でニーズ量をカバーできるため、引き続き事業を実施していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

三条市では平成 28 年度から実施しており、引き続き実施していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。三条市では、事業者に対して相談、助言等を行うとともに、必要に応じて事業の実施を検討していきます。

第 7 章

計画の推進

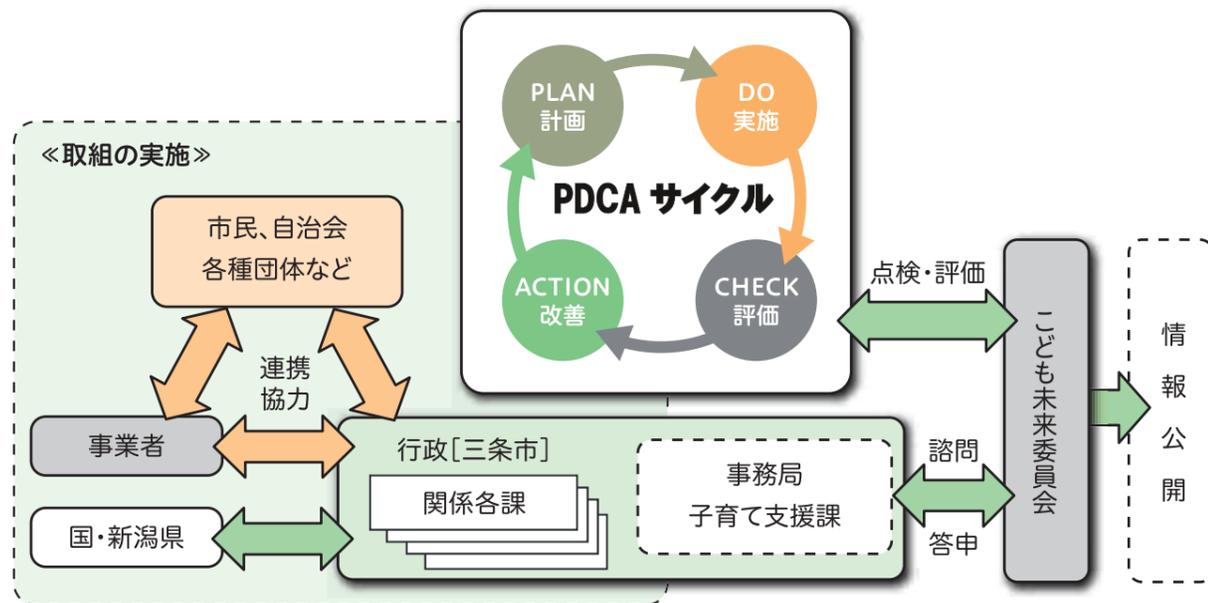
1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、総合計画や他の個別計画等との整合性を図るとともに、関係各課が連携し、全庁的に取組を進めます。

また、子ども・若者支援や子育て支援を推進するには、行政のみでは困難であることから、市民、事業所、各種団体等と連携・協力を図りながら進めます。

なお、本計画の取組については、毎年度PDCAサイクル（PLAN：計画→DO：実施→CHECK：点検（評価）→ACTION：改善）に基づき実施し、各取組の実実施計画、実施状況を「三条市子ども未来委員会」において点検・評価を行い、その結果を次年度の実実施計画に反映させていくとともに、情報公開を行います。

【イメージ図】



2 成果指標

本計画の目標である「安心して子育てを楽しむことができ、子ども・若者の笑顔があふれるまち」の達成度を測るために、次のとおり成果指標を設定し、本計画最終年度の前年度となる令和5年度における目標数値を定め、計画の着実な推進を図ります。

	成果指標	平成30年度	令和5年度 (目標値)
1	合計特殊出生率	1.43	1.58
2	子育てに不安を感じている人の割合	64.4%	50%
3	子育てについての相談先（相談機関やサービス等）を知っている割合	-	90%
4	子育てを負担と感じている人の割合	21.2%	25%
5	子育てに幸せを感じている人の割合	83.8%	99%
6	父親が家事や子育てをしていると思う人の割合	64.8%	90%
7	子育てと仕事が両立できていると思う人の割合（仕事をしていない人を除く）	74.6%	80%
8	保育（小学生の児童クラブを含む）が充実していると思う人の割合	33.4%	70%
9	三条市が子育てしやすいまちになったと思う人の割合	24.7%	70%

※合計特殊出生率は、平成30年、令和5年数値

資料

資料

1 関係法令

(1) 子ども・子育て支援法（関係部分抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(2) 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(3) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

(2) 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

(4) 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第17条第2項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第4項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(2) 次世代育成支援対策推進法（関係部分抜粋）

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

(2) 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。

6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね1年に1回、市町村行動計画に

基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(3) 子ども・若者育成支援推進法（関係部分抜粋）

（都道府県子ども・若者計画等）

第9条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(4) 三条市こども未来委員会条例

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、三条市こども未来委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、市長の諮問に応じて本市の子ども及び若者の育成支援に関する事項について調査審議する。

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体等が推薦する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 公募により選任された者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、

再任を妨げない。

（委員長等）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（その他）

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（委員の任期の特例）

2 この条例の施行の際、最初に委嘱する委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

2 第2期すまいる子ども・若者プラン策定の経過

開催日等	内 容
平成31年1月18日	子ども・子育て支援に関するアンケート調査
令和元年7月23日	第2回こども未来委員会
令和元年12月18日	第3回こども未来委員会
令和2年1月15日	パブリックコメントの実施

(1) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施

・対象者及び対象者数

就学前児童：0歳～5歳の就学前の子どもの保護者	1,200人
小学生：小学校1年生～6年生の子どもの保護者	1,200人
中学生：中学校1年生～3年生の子どもの保護者	600人

17歳・25歳：平成30年度に17歳、25歳になる方 400人

・調査期間

平成31年1月18日～1月31日

・回収結果

就学前児童 664人（回収率55.3%）

小学生 668人（回収率55.7%）

中学生 343人（回収率57.2%）

17歳・25歳 169人（回収率42.3%）

合計 1,844人（回収率54.2%）

(2) パブリックコメントの実施

・実施時期 令和2年1月15日～令和2年1月31日

・応募件数 0件

3 三条市子ども未来委員会委員名簿

区分	氏名	推薦団体等
1号 学識経験を有する者	◎ 真壁あさみ	新潟青陵大学
2号 関係団体等が推薦する者	○ 佐藤 栄	三条市民生委員児童委員協議会
	鈴木幸太郎	三条商工会議所
	大竹せつ子	三条市私立保育園連盟連絡協議会
	桑原 良彰	三条市私立幼稚園連盟
	近藤由紀子	三条市小学校長会
	土田 栄林	三条市中学校長会
	近藤 美雪	特定非営利活動法人三条おやこ劇場
3号 子どもの保護者	堀 善一	三条市青少年育成市民会議
	西澤 明奈	三条市私立保育園連盟連絡協議会
	小林亜衣子	三条市私立幼稚園連盟
4号 公募により選任された者	外山 敏子	三条市PTA連合会
	小嶋嘉代子	一般公募
	本間絵里香	一般公募
計	14名	

(注) ◎：委員長 ○：副委員長

※令和2年3月現在